書物方年代記③

安永六年~寛政六年

本稿は、「書物方年代記」の第三回として、安永六年(一七七七)正月(一月)から寛政六八十二月までの期間について、当館所蔵の『書物方日記』から、書物の出納や修復・目録の整備・書物方の人事ほか重要事項を摘録した

寛政五年(一七九三)に老中を辞職する。 のる幕政の寛政改革が実施された。定信はその後、 のる幕政の寛政改革が実施された。定信はその後、

時期でもある。 は、異国船への対応や海防が問題になり始めた をど、異国船への対応や海防が問題になり始めた で節ラクスマンが根室に来航する(寛政四年九月) 転換が見られただけでなく、通商を求めてロシア 本稿が扱う期間は、このように幕府内で大きな

であったことにも触れておきたい。
この時期がまた、日本史上でも稀な災害多発期

安永六年から八年にかけて、伊豆大島の三原山安永六年から八年にかけて、伊豆大連火。それと連動するように安永八年十月にが、天明の浅間焼け、と呼ばれる大噴火。さらにが、天明の浅間焼け、と呼ばれる大噴火。さらにが、天明の浅間焼け、と呼ばれる大噴火。さらにが、大明のみならず対岸の肥後国にも被害が及び、わが国の火山災害史上最大の犠牲者(推定万五千人)を出した。

物や文化財が灰燼に帰している。 地で洪水が発生。天明六年七月、江戸は数日続い 地で洪水が発生。天明六年七月、江戸は数日続い かが浸水し、江戸から小田原にかけての沿岸部は かが浸水し、江戸から小田原にかけての沿岸部は かが浸水し、江戸から小田原にかけての沿岸部は 高潮に襲われた。同年九月にも、台風の影響によ る高潮で江戸で家屋が流されたほか、関東各地で で大火があり、御所や二条城のほか千四百以上の で大火があり、御所や二条城のほか千四百以上の

これら相次ぐ災害や社会不安が、書物方の業務にしい打ちこわし(都市騒擾)が勃発するに至った。の飢饉)をもたらした。凶作による米価高騰は都の飢饉)をもたらした。凶作による米価高騰は都地方を中心に凶作とその結果としての飢饉(天明地方を中心に凶作とその結果としての飢饉(天明地方を中心に凶作とその結果としての飢饉(天明地方を対して、

氏家幹人

である。 安永六年正月(一月)時点の在職者は、左の五名安永六年正月(一月)時点の在職者は十三名。うち

本郷与三右衛門(一泰) 寛延四年(一七五一)本郷与三右衛門(一泰) 寛延四年(一七八四)七月、依願年(一七八四)七月、依願といるのでは、一十月二十七日に大番より。安永九本郷与三右衛門(一泰) 寛延四年(一七五一)

(一七七九)十一月、没。六十一歳】 長谷川主馬(安卿) 明和二年(一七六五) 長谷川主馬(安卿) 明和二年(一七六五)十二月七日に小普請松平藤九郎十二月七日に小普請松平藤九郎 大郎より。【在職中の安永八年

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

人見又兵衛(美至) 明和六年(一七六九)

年五月、没。六十四歳】 七月二十四日、船手に。【天明六膳支配より。天明三年(一七八三) ・ 十一月二十七日に小普請市橋大

に書物奉行を拝命したのが、以下の八名である。以上の五名に対して、安永六年二月以降に新た

野尻助四郎(高保) 安永六年(一七七七)二野尻助四郎(高保) 安永六年(一七七七)二

は六月晦日)没。七十一歳】の辞職。【天明四年七月(墓碑での辞職。【天明四年七月(墓碑でのおり。天明二年に作事下奉行より。天明二年中岡半九郎(芳範) 安永六年三月十七日

明七年九月、没。八十五歳】
明七年九月、没。八十五歳】
文方より。天明六年(一七八六)
文方より。天明六年(一七八六)
・ 一十二月二十六日に天 一分の ちに 秀 長) 安 永 八 年 一分の ちに 秀 長) 安 永 八 年 一十八日の郎三郎)(長 一十八十五歳)

間宮三郎右衛門(信寧) 安永九年(一七八〇) 一十九日、富士見宝蔵番之頭 月二十九日、富士見宝蔵番之頭 に。【文政九年(一八二六)十二月、 に。【文政九年(一八二六)十二月、 に。【文政九年(一八二六)十二月、

中村六右衛門(正勝) 天明二年(一七八二)

理に。【文化十一年(一八一四) 政七年(一七九五)六月十八日、 病気(および老衰)のため辞職。 「寛政七年六月、没。八十三歳】 八月二十一日に小普請永井監物 文配より。寛政九年(一七九七) 支配より。寛政九年(一七九七) 支配より。寛政九年(一七九七) 大月二十一日に小普請永井監物 大月二十一日に小普請永井監物

十二月、没。五十八歳】
十二月、没。五十八歳】
十二月、没。五十八歳】

野田彦之進(成勝) 寛政六年(一七九六)三月二十三日、病気のため辞職。【文化九年(一八一二)五月、没。七十四歳】月十三日に小普請阿部大学支配より。文化十一年(一八一四)九年二月二十六日、幕奉行に。【文文五年(一八二二)八月、没。五十八歳】

右の八名のうち、荻生小三郎義堅は、『政談』右の八名のうち、荻生小三郎養子に迎えたのである。北渓の子の清に嗣子がなく、旗本の孫に当たる。北渓の子の清に嗣子がなく、旗本の孫に当たる。北渓の子の清に嗣子がなく、旗本の孫に当たる。北渓の子の清に嗣子がなく、旗本の孫に当たる。北渓の子の清に嗣子がなく、旗本の八名のうち、荻生小三郎義堅は、『政談』

十七歳で家督を継ぎ(高二百俵)、同十三年十二小三郎は、宝暦五年(一七五五)六月三日に

月七日に将軍家治に初目見(初めて拝謁)。安永月七日に将軍家治に初目見(初めて拝謁)。安永 月七日に将軍家治に初見れ、書物奉行に任 まつりて時服を持領するなど「慶賀あるごとに賀章をたて まつりて時服をたまふ」と『寛政重修諸家譜』は まつりて時服をたまふ」と『寛政重修諸家譜』は ここのような彼の学識が認められ、書物奉行に任 でこのような彼の学識が認められ、書物奉行に任 できれたものと思われる。

きだろう。 佐々木文次郎(吉田四郎三郎)を第一に挙げるべ佐々木文次郎(吉田四郎三郎)を第一に挙げるべ

宝暦五年(一七五五)から実施された宝暦暦 宝暦五年(一七五五)から実施された宝暦暦 宝暦五年(一七五五)から実施された宝暦暦を修正したこの暦法は、明和八年(一七十二)十一月十九日に天文方を拝命した佐々が、旗本の佐々木文次郎長秀だった。明和元年が、旗本の佐々木文次郎長秀だった。明和元年が、旗本の佐々木文次郎長秀だった。明和元年が、旗本の佐々木文次郎長秀だった。明和元年が、旗本の佐々木文次郎長野と修正を命じたこの暦法は、明和八年(一七七一)から用いられた。

と名乗るようになった。の願書を提出し、許されて吉田四郎三郎(秀長)の願書を提出し、許されて吉田四郎三郎(秀長)佐々木は、先祖の本名である吉田に改姓したい旨書物奉行在職中の安永九年(一七八〇)六月、

が所蔵している。 山文庫に収蔵され、現在は国立公文書館内閣文庫 十冊と『修正宝暦甲戌元暦和解』全二冊は、紅葉 なお佐々木が献上した『修正宝暦甲戌元暦』全

【第九十二冊目】

書物奉行の月番は左の通りである。

月)本郷与三右衛門(六月)長谷川主馬月番】(三月)野尻助四郎(四月)中岡半九郎(五(正月)徳力藤八郎(二月)人見又兵衛【代

し渡す。のため退役。かわって川出定八郎に「書役」を申のため退役。かわって川出定八郎に「書役」を病気安兵衛が「書役」と「御書物御修復頭取」を病気正月十五日、書物同心(「御書物同心」)の宮原

れも若年寄)。
・酒井石見守・加納遠江守・水野出羽守(いず守・酒井石見守・加納遠江守・水野出羽守(いず差し出す。願書は左の通り。あて名は、松平伊賀に(書物奉行)土田清助の「御役御免願書」等を正月二十九日、石見守(若年寄・酒井忠休)宅

畑に 御役御免奉願候書付 土田清助

安永六酉年正月廿九日 土田清助御役御免被成下候様奉願候 以上取続御奉公可相勤躰に無御座候 依之取続御奉公世相勤躰に無御座候 依之私儀老衰仕類中にて歩行不自由に罷成

された。文面は左の通り。に「老衰御褒美」を下されたい旨の願書)が提出に「老衰御褒美」を下されたい旨の願書)が提出徳力・長谷川・人見の連名で、「御褒美願」(土田辞職の願書に添えて、同役(書物奉行)の本郷・

出田清助 土田清助

同奉願候

名で、左のような「御褒美願」も提出された。 工月三日、土田清助に「金弐枚」の老衰御褒美 四郎が書物奉行を拝命した旨目付の本目隼人から 告げられる。野尻は「御本丸御賄頭」からの異動。 告げられる。野尻は「御本丸御賄頭」からの異動。 二月十日、土田の跡役(後任)として、野尻助 四郎が書物奉行を拝命した旨目付の本目隼人から 内扶持が給される)。宿所は「雉子橋御用屋敷内」。 二月十九日、遠江守(若年寄・加納久堅)宅に (書物奉行)徳力藤八郎の辞職願(「老衰に付御役 御免願書」)を差し出す。辞職の理由は「老衰仕 御免願書」)を差し出す。辞職の理由は「老衰仕 都免願書」)を差し出す。辞職の理由は「老衰仕 都を加まる。土田の場合同様、書物奉行の連 を力は七十二歳。土田の場合同様、書物奉行の連 を力は七十二歳。土田の場合同様、書物奉行の連

松平主計頭支配之節 評定所勤役儒者右藤八郎儀 享保十九寅年四月廿七日

御褒美被下置候様に一同奉願候 歳迄御役相勤候儀に御座候間 年相勤候 然る処老衰仕 其上黄疸症 候 当酉年迄拾六年相務 都合四拾四 安永五申年四月 日光御社参御供相勤 四日 御書物奉行え御役替被仰付候 平藤九郎支配に入 宝暦十二午年三月 **売御に付** 俵被下置 月廿一日 被仰付 二十四年相勤 宝暦七丑年五 にて歩行不自由に罷成(中略)七拾余 同年八月八日 奥儒者被仰付 御役料弐百 五年相勤 惇信院様(家重 小普請組松

く)。 (金二枚)、願いの通り御役御免のうえ小普請 二月二十二日、徳力藤八郎に老衰御褒美が下さ

に差し出す。の修復を促す書付を、出羽守(若年寄・水野忠友)の修復を促す書付を、出羽守(若年寄・水野忠友)四月四日、東御蔵(書物蔵三棟のうちの一棟)

れていた。

四月十七日、昨年の七月から煩っていた書物同四月十七日、昨年の七月から煩っていた書物同で記述の正地富次郎が死去(四十七歳)。すでに三月二十二日に正地の辞職(「御暇」)願い及び後任と二十二日に正地の辞職(「御暇」)願い及び後任と

六月十五日、「御朱印写入御長持」「御条目御法

伺い)を提出する。令」の風干伺い(風干を行う日をいつにするかの

宝暦

御朱印写入御長持 七棹

御書物奉行

御条目

御法令

風干日限之儀奉伺候 以上の、御風干日限之儀奉伺候 以上の、御風干伺候様に本多中務大輔殿の、御風干伺候様に本多中務大輔殿の、御風干伺候様に本多中務大輔殿

御書物奉行

【第九十三冊目】 安永六年丁酉(一七七七)七月から十二月まで

月)長谷川主馬(十二月)人見又兵衛月)中岡半九郎(十月)本郷与三右衛門(十一(七月)人見又兵衞(八月)野尻助四郎(九

七月二日、御殿(江戸城本丸)で、坊主衆の道

を求めたものである。 年寄・酒井忠休)に左の書付を差し出す。内容は、年寄・酒井忠休)に左の書付を差し出す。内容は、何をが記切れになっているので新たに支給が、一次では、一次では、一次では、一次である。

弐挺

宝暦十三未年七月請取候以後請取不

申候

真書筆
五遂

宝暦十三未年七月請取候以後請取不

申候

■ (度か) 奉存候 被仰渡可被下候 ■ (度か) 奉存候 被仰渡可被下候 座候 此節両品共に遣切候間 請取申 座候 此節両品共に遣切候間 請取申 をで がりでする。 がしらべ御修復之外題

御書物奉行

風干を終えたのち受け取る。 朱印写入御長持 七棹」を中之口で右筆に渡し、 七月二十四日、「御条目御法令 一箱」と「御

保管してほしいというもの。

保管してほしいというもの。

保管してほしいというもの。

保管してほしいというもの。

保管してほしいというもの。

保管してほしいというもの。

払方御納戸金銀時服買物被下帳之写

書物奉行之被仰渡可被下候(下略) 地奉行御預り之御蔵之差遣有之候処物奉行御預り之御蔵之差遣有之候処立も出来仕候間 宜分仕分で候で 以立も出来仕候間 宜分仕分で候で 以来右御長持錠鍵共御書物方え引渡し年々御書物蔵にて風入仕候様仕 以後書継之分も 出来次第是又御書物奉行え相渡 樟脳之儀は只今迄右御長持え入れ来候分相渡候様可仕候間 此段御入れ来候分相渡候様可仕候間 此段御

石野平蔵

申七月

宇田川平七

の拝領屋敷を屋敷改の永井伝右衛門に差し出す。八月九日、野尻助四郎・中岡半九郎・小田惣七

覚

御書物奉行土田清兵衛跡当時雉子橋御用屋敷住居

野尻助四郎

浜町之内松崎町

御書物奉行徳力藤八郎跡衛門屋敷借地住居

中岡半九郎

屋敷 拝領

坪数弐百坪余

深川八名川町

支配秋鹿三郎屋敷借地住居御 青山権太原小普請戸川山城守

小田惣七

屋敷

拝領

坪数三拾六坪余

根津元御屋敷

旨の書付を差し出す。九月二十九日に小普請方手 代が「新規錠前覆箱」を七つ持参する。 の際の損傷等から守るため「覆箱」で補強したい 同日、「御朱印入候御長持」の封印を鼠や移動

持運仕候節も 鼠喰候程難斗 私共御預り之御朱印入候御長持御封印 小普請奉行え被仰渡被下候様仕度奉存 存候 御封印之口え覆箱仕置申度奉存 依之新規錠前覆箱七つ出来仕候様 摺損し可申儀も難斗奉 且御風入之節も御殿え

安永七年戊戌(一七七八)正月から七月まで 【第九十四冊目】

本郷与三右衛門(四月)長谷川主馬(五月)人見 (正月)野尻助四郎(二月)中岡半九郎(三月)

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

又兵衛(六月)野尻助四郎(七月)中岡半九郎

移し替える作業が始まる。 蔵物(「御道具」「御簞笥」)を東御蔵・新御蔵に 次郎が、正月二十二日に京都で死去の由。 二月十八日、(西御蔵修復のため)西御蔵の収 二月十日、 (御書物師) 出雲寺和泉掾の養父文

相成り取続相勤かたき」というもの。 度願書を提出する。理由は老衰で「歩行不自由に 申渡」、願書を受理せず。高橋は同月十五日に再 請入り」の願書を差し出すが、「今暫保養仕候様 二月二十三日、右の移し替えが終了する。 三月朔日、(書物同心)高橋金藏が「老衰小普

頭への異動願いを、同役(書物奉行)の連名で差 し出す。 三月二十九日、本郷与三右衛門の西丸裏門番之

御書物奉行

私共一統奉願候 以上 相成儀に御座候は、被仰付被下候様 西丸御裏御門番之頭服部多宮跡え 可 相勤申候 尤前格も御座候に付 此度 右与三右衛門儀 当御役弐十八年無滞 本郷与三右衛門

戍三月 中岡半九郎 野尻助四郎 人見又兵衛 長谷川主馬

米倉昌晴)宅に参上し、高橋金藏の老衰小普請入 四月六日朝、本郷与三右衛門が丹後守(若年寄

り願書等を差し上げる。

私共奉願候 共迄相願候 右之通相違も無御座候間 候に付 小普請入被仰付被下候様に私 耳聞へ兼 老衰仕 取続御奉公難相勤 り疝積相煩 歩行不自由に罷成 其上 被仰付 無懈怠出情相勤候処 去冬よ 橋八兵衛跡式被下置 直に御書物同心 右金蔵儀 享保十九寅年六月 養父高 願之通小普請入被仰付被下候樣 高弐拾俵 御譜代之者 高橋金藏 弐人扶持 戌年七十二

戌四月 (書物奉行五名連名)

ている旨、 さらに、高橋が老衰小普請入りの条件を満たし 左の書付を添えている。

御書物同心

高橋金藏

御加増無御座候 遠国御用筋無御座候

御書物奉行

戌四月

右之通に御座候

御咎之筋無御座候

の「ひびけ」(罅か)等は追って修繕する由。 手代から引き渡される。腰巻(外壁の下の部分) 四月二十五日、丹後守(若年寄・米倉昌晴)か 四月十六日、西御蔵の修復が終了し、小普請方

ず「御目付支配無役」とする旨が申し渡される。 ら貞阿弥を介して、高橋金藏の小普請入りを許さ

御書物奉行え

御書物同心

請入願難成 御目付支配無役に成候間 数年 (=長年) 皆勤に付 為御褒美銀 其段可被申渡候 尤御目付可被談候 下銀は御納戸頭相談可被請取候 三枚被下候間 其段も可被申渡候 右老衰に付小普請入相願候得共 小普 高橋金藏 被

を咎められ、板倉佐渡守(老中・板倉勝清)の指 ことが伝えられる。 図で扶持剥奪(「御扶持被召放」)を申し渡された (書物同心)小沢秀之助が、「御家人に不似合致方」 五月九日、大隅守(町奉行・牧野成賢)から、

働いた。さらに三人は伊勢屋に押しかけ、文句が 帰った―。ちなみにこの一件で、岡野は小沢とじ あるなら奉行所に訴えてみよと捨て台詞をして 小沢と岡野も徳次郎の腕をねじあげるなど乱暴を 不届者であると、髻を取って打擲。酩酊していた 納得せず油を持ち帰ろうとした。鈴木は徳次郎を の代金をその場で払おうとしなかった。徳次郎は の後また油一合を取り寄せた。ところが鈴木は油 たので、鈴木は酒五合を伊勢屋から取り寄せ、そ た。伊勢屋三右衛門の召使いの徳次郎が表を通っ は岡野長之助と共に鈴木源八郎方で酒を飲んでい ある。―昨年(安永六年)十一月二十二日、小沢 小沢が咎められたのは、次のような所業からで

一御扶持被召放」、鈴木は「江戸払」となった。

に報告する (「御蔵証文」作成のため)。 なった林市之丞と勝田金三郎の禄高を表右筆組頭 (この日詰番の書物奉行) から筑後守に渡す。 た『高僧伝』三冊を、殿中の新部屋で人見又兵衛 六月二日、五月二十七日に新たに書物同心に 五月二十六日、前日差し上げるよう指示があっ

元小普請組奥田美濃守組より

高弐拾俵 林市之丞

元小普請組戸川山城守組より

御書物同心

勝田金三郎

高弐拾俵

弐人扶持

付候に付 御証文之事

当戌五月廿七日 右両人御入人に被仰

御書物奉行

安永七年戊戌(一七七八)閏七月から十二月まで 【第九十五冊目】

中岡半九郎(十二月)本郷与三右衛門 (閏七月)本郷与三右衛門(八月)長谷川主馬 (九月) 人見又兵衛 (十月) 野尻助四郎 (十一月)

すように小普請方の木村吉十郎に左の書付を渡し 御蔵内の通気を妨げているので、枝を伐採し透か 閏七月十日、御書物蔵の囲の外の樹木が繁茂し

> と小嶋源六が人足を召し連れて訪れ、枝を落とす た旨。→八月十四日に「樹木方与頭」の高貫源六 (「樹木之枝伐透申候」)。

り候様に仕度奉存候 先格御座候間 難相成候に付 蔵廻り囲之外樹木枝伐 向御蔵窓より風入無之 御書物之為に 御書物蔵囲の外樹木茂り御蔵え掩ひ一 宜御取計可被下候 以上 閏七月

御書物奉行

加納久堅)宅に持参する。文面は左の通り 付申上候書付」)を、野尻助四郎が遠江守(若年寄 縁した旨の届書(「私娘境野幸之助妻離別仕候に 戸(「御納戸」)で請取り、出雲寺和泉掾に渡す。 **匁四厘五毛)を、本郷与三右衛門が印形をして納** 八月五日、当夏の御書物修復代金(二両三分二 八月十一日、(書物奉行)長谷川主馬の娘が離

御書物奉行

長谷川主馬娘

元方御納戸組頭 境野六左衛門物領

別仕 私方え引取申候 依之御届申上 処 不縁に付 双方熟談之上 此度離 被仰付 同年十二月三日婚姻相整申候 右縁組 安永六酉年八月十六日願之通 大御番本多淡路守組 境野幸之助妻

長谷川主馬

候 以上

戌八月

八

れ、新たに同心になった左の二人が書き加えられ 敷を取り上げられた小沢秀之助が帳面から削除さ 老衰で目付支配無役になった高橋金藏、扶持と屋 届」)を作成し、屋敷改の永井伝右衛門に提出する。 十月十一日、書物同心の屋敷届(「組同心屋敷

弐人扶持 林市之丞

拝領屋敷芝三田新道百坪 住宅仕候

高弐拾俵 弐人扶持 勝田金三郎

榎町西丸御持筒頭根来喜內組桜井権之 **拝領屋敷大久保四丁目百五拾坪 当時**

助屋敷借地仕罷在候

左の書物が御蔵に所蔵されているか下問あり。翌 十月十二日、 石見守(若年寄・酒井忠休)から、

和制天球之図

同 地球之図

同 地球之図

拝借し、同八年六月に返納した旨回答する。

日、所蔵していない旨を書付で回答する。

阿蘭陀天球之図

を拝借したのはいつ頃か下問あり。『儀像志』『儀 求法』『暦算全書』を明和三年に佐々木文次郎が 像志絵図』『八線表』『割円勾股八線表』『八線互 同じく石見守から、佐々木文次郎が御蔵の書物

> 復御用之儀奉伺候書付」)を越中守(側衆・稲葉 正明)に良琢を介して差し出す。 十一月四日、国絵図修復の伺(「御国絵図御修

申候内 強き損し之分 当夏御風入之 申奉存候尤享保四亥年御修復之節相残 御国絵図年久鋪罷成 紙継手裏打等離 付可然奉存候 御入用等之儀は来春に 為仕置候損之軽重に応し御修復御繕申 れ又は湿入年々御風入仕候度々損し相 至得と吟味仕奉伺候様可仕候 依之先 右之段申上置候 以上 戌十一月 其侭差置申候は追て御用立兼可 御書物師出雲寺和泉掾え得と見分 御書物奉行

後任(「明跡」)の採用について、書物奉行五名が 連名で書付を差し出す。 十二月八日、(書物同心)の辞職(「御暇」)と

御拘者

高弐拾俵弐人扶持 小田惣七

父方従弟違 戌三拾九歳

林 定四郎

暇被下置候跡え 母方従弟之続を以 御書物同心疋地冨次郎病気に付奉願御 直に御書物同心え御拘入被仰付 無懈 右惣七儀 安永六酉年三月 母方従弟 戌弐拾六歳

> 当夏中より別て相勝不申 御番難相勤 跡え御拘入仕度奉願候 以上 応之者に御座候間 右定四郎儀 惣七 依之吟味仕候処 手跡も相認 場所相 跡拘仕度奉存候 然る処物七儀男子無 候 依之右惣七儀御暇申渡 先格之通 怠出情相勤候処 当春中より眼病相煩 方従弟違林定四郎儀 跡御拘入奉願候 厄介等養育可仕者無御座候間父

戌十二月 (書物奉行五名)

される。 に林定四郎を抱入れる旨 加納遠江守から仰せ渡 十二月十三日、小田惣七の辞職を許しその明跡

安永八年己亥(一七七九)正月から六月まで 【第九十六冊目】

三右衛門(六月)長谷川主馬 野尻助四郎(四月)中岡半九郎(五月)本郷与 (正月) 長谷川主馬 (二月) 人見又兵衛 (三月)

下る)。 取)から、『庶物類纂』のうち「草属」を御用の 旨。同十冊を持参して萩原に渡す(→三月十二日 二月二十日、萩原越前守(名は雅宴。小納戸頭

守(若年寄・酒井忠休)宅に持参。五月十九日に 「願之通」仰せ渡される。 二月二十二日、長谷川主馬娘の縁組願書を石見

縁組奉願候覚

御書物奉行

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

再縁 長谷川主馬娘

大御番青木甲斐守組 石黒十郎左衛門江

右之通縁組仕度奉願候 二月廿一日 長谷川主馬

所蔵するが他は所蔵しない旨回答。 は敬惟。奥右筆組頭)より問い合わせあり。左を 御蔵に「御位記」を所蔵するか、橋本喜八郎 三月十二日、佐渡守(老中・板倉勝清)御用で

皇旨 写 御位記写

口宣 写

総目録写

ほか、他に同類の書類を所蔵していない旨の書付 を提出するよう指示あり。左の届書を差し出す。 三月十三日、橋本喜八郎から、権現様御位記の

書物 私共御預之内に無御座候 以上 **権現様御位記写**之外 御代々御位記御 三月十四日 御書物奉行

納したいというもの。 丸表右筆所の日記その他帳面を書物方の御蔵に収 下十郎兵衛から左の書付が到来する。内容は、西 四月十八日、昨夕、野尻助四郎宅に、目付の日

> 御書物奉行え御断 表右筆組頭

被仰渡可被下候 帳数も多相成 御本丸御役所も御手狭 度も右之通可仕処 御本丸西丸追々御 暦之度は不残御本丸え引取申候付 西丸表御右筆所御日記其外帳面共 え納置申度奉存候 故差置可申場所無御座候間 御書物蔵 此段御書物奉行え 此 宝

御日記其外帳面等入候

留帳等入候 御簞笥 大小 十弐荷

御長持 大小

二棹

両懸箱

一荷

右之通御座候 以上

表御右筆組頭

印が粗末で鼠が喰った箇所があること、簞笥の内 る。「何も承知いたし候旨 両人申聞候」。 部に汚れや傷があることを本郷が両人に指摘す と箱の錠前を確認して受け取る。長持や簞笥の封 表右筆の野本文左衛門・守屋伝左衛門から、封印 に収納する(ただし簞笥は十二荷ではなく、十荷 に減少)。(書物奉行)本郷与三右衛門が立合い、 四月二十四日、西丸表右筆方の日記等を新御蔵

越中守(側衆)から、戸田要人(小普請)が献上 物類纂』に添えて御蔵に収納すべき旨申し渡され した『庶物類纂図翼』を、前々から所蔵する『庶 四月二十七日、奥新部屋にて人見又兵衛が稲葉

> 頭取)と対談し、これを受け取り、御蔵に納める。 物類纂図翼差出 御留に相成候に付 御蔵へ納申 というもの。六月九日に「願之通」仰せ渡される。 原の辞職と後任として野崎十蔵を採用してほしい 并跡御抱入願書」を差し出す。内容は、病身の宮 物類纂図翼』は「二箱五帙二十七冊別録二冊添書 候前々より有之候庶物類纂に差添置可申旨」)。『庶 る (「越中守殿御逢被成 今度小普請戸田要人庶 、本郷与三右衛門が参上し、「宮原安兵衛御暇願 冊」。人見は、岡部河内守(名は一徳。小納戸 五月二十五日、丹後守(若年寄・米倉昌晴)宅

御抱者

高三拾俵 宮原安兵衛

弐人扶持

亥五十九歳

父方従弟違

野崎 十蔵

然る処安兵衛儀男子無御座 厄介等養 相煩 其上肝積強 去冬中より別て相 十蔵儀 跡御抱入奉願候(下略) 育可仕者無御座候間 父方従弟違野崎 儀御暇申渡 先格之通跡抱仕度奉存候 勝不申 御番難相勤候 依之右安兵衛 右安兵衛儀(中略)去戌夏中より眼病 亥三十歳

之疝積」で詰番を休むなど、病気の記事が見える。 し、同月六日に同じく同心の勝田金三郎が「持病 が「痔疾」で「痛強歩行難成に付」断状を差し出 このほか、六月四日に書物方同心の和合弥八郎

【第九十七冊目】 安永八年己亥(一七七九)七月から十二月まで

人見又兵衛(十二月)人見又兵衛中岡半九郎(十月)本郷与三右衛門(十一月)(七月)人見又兵衛(八月)野尻助四郎(九月)

く。 所々で雨漏りがあった。その所に下げ札をしてお ・一十四日、前日の大雨で西御蔵・新御蔵の

之御蔵え罷越 出し持参いたし候」)。
内 入用之品有之候間 出し申度由被申候間 依の分を御蔵から出して帰る(「御預之西丸日記之が来て、先達て預けた「西丸日記」のうち、入用が来て、先達で預けた「西丸日記」のうち、入用

同心屋敷届」も渡す。の室賀図書・安部次郎兵衛に渡す。あわせて「組の室賀図書・安部次郎兵衛に渡す。あわせて「組の「月十七日、「屋敷改御帳箱(弐つ」を屋敷改

笠原家弓馬書」があれば、その目録を差し出すよまに野崎十蔵については、「小石川元御殿跡また野崎十蔵については、「小石川元御殿跡また野崎十蔵については、「小石川元御殿跡また野崎十蔵については、「小石川元御殿跡また野崎十蔵について、「根津元御屋敷」「拝領屋敷」三拾六坪余」。現在は「白銀御小性組「拝領屋敷」において、「根津元御屋敷」同届には、林定四郎について、「根津元御屋敷」

に左の「小笠原礼書目録」を渡す。 八月二十七日、人見又兵衛が御殿で萩原越前守

小笠原礼書

三箱

右小笠原丹斎献上

同軸物 三巻 一一箱

弓箭射法 二十冊 一箱

同軸物 六巻

乗馬手綱書 十冊 一箱

同軸物 三巻

右之通御座候 以上

八月廿八日

御書物奉行

以 上

し出す。
します。
しまする。
します。
します。
します。
します。
します。
します。
します。
します。
しまする。
します。
します。
します。
します。
します。
します。
します。
します。
しまする。
します。
しまする。
しままする。
しまする。
しまませる。
しまする。
しままする。
しまする。
しままする。
しまする。
しまする。
しまする。
しまする。
しまするる。
しまするる。
しまするる。
しまするる。
しまするる。
しまするる。
しまま

小普請奉行え被仰渡可被下候御座候間 見分之上御修復御座候様腰通り壁ふくれ 土落 所々雨漏多く腰・地の壁をある 一様共軒瓦所々落

以上 御書物蔵会所畳物数弐拾六畳 去る未 御書物蔵会所畳物数弐拾六畳 表切損し且 年表替并敷替出来候処 畳表切損し且 年表替并敷替出来候処 畳表切損し且

御書物奉行

亥九月

順)宅に持参する。離別届を、野尻助四郎が伊賀守(若年寄・松平忠・九月二十三日、本郷与三右衛門の悴九八郎の妻

申上候書付 本郷与三右衛門袖に 私悴本郷九八郎妻離別仕候に付

田安附郡奉行

設楽七左衛門娘

御書物奉行

本郷与三右衛門惣領

払方御納戸

石野平蔵 上遠野源太郎組

本郷九八郎

付」を持参する。長谷川の「忌」は二十日間。十朝、石見守(若年寄・酒井忠休)に「忌服御届書十月二日、長谷川主馬妻、今暁七つ時病死。今

亥九月

本郷与三右衛門

参する。 十一月六日、国絵図修復の書付を石見守宅に持 二日から来年の正月二日まで。

月二日から同廿一日まで。「服」九十日間。十月

田畑権七郎

御国絵図御修復之儀に付申上候

ほしい旨の願書を近藤吉左衛門(奥右筆)に渡す。 りかかるまで 当分仮り繕い (応急処置) をして 立合の下、両御蔵を見分させる。御蔵の修復に取 藤軍右衛門と肝煎の二人が見分に訪れる。権七郎 村吉十郎(小普請方)より来書。明日、御蔵修復 の下見分を行いたい旨。今日、小普請方手代の紫 十一月二十四日、昨夜、本郷与三右衛門宅に木

先達て御修復願上ヶ置候得共 御書物蔵三棟之内 西御蔵屋根抜け候 様致度奉存候 御取懸り迄当分仮り繕ひ被仰付被下候 所より強雨漏り二階下迄水相廻り申候

別で明り薄く罷成 其上役所前々より

儀御断申上

小普請方にて目塗仕候故

日々埃仕 且又御書物蔵窓例冬目塗之

火差置不申候間 絵具膠等氷解候儀難

尤糊も乾兼

旁以出来方不宜奉存

相済不申候 右御修復之儀 当時御

■蔵御構之内 御蔵一棟御修復にて

其向え見分之儀度々申談候処 未見分

御勘定吟味役見分有之候積之由に付

当七月御国絵図御修復之儀奉伺置候処

十一月

御書物奉行

親類天野伊織から受け取り、判元見届をして帰 を訪れ、「跡目願書」「医師名面書付」を長谷川の 行)中岡半九郎方に届く。同日、中岡は長谷川方 化したので、同役(書物奉行)に長谷川方に行っ てほしい旨、同心の和合弥太郎の手紙が(書物奉 ―二十九日の五つ半時頃、長谷川主馬の病状が悪 十一月晦日の条に以下のように記されている。

「医師名面」は左の通り。

寄合御医師 千田玄智

前田春第

林定四郎

御修復

奉入御聞置候 以上 儀は来春に可仕と奉存候

亥十一月

御書物奉行

候間 当年伺相済申候ても 取掛り候

依之右之段

は差し出さず。残り十四名〈計十六名〉の同心の れぞれ宝暦五年と同九年に差出しているので今回 ただし福島三郎兵衛と石川久次郎の由緒書は、そ が御殿に持参し、目付の日下十郎兵衛に直接渡す。 十一月二十三日、「組中由緒書」を人見又兵衛

つ橋小普請同

川出定八郎 田畑権次郎 早川孫太郎

林市之丞

加山斧吉

小沢清四郎 鈴木寅之助

杉村清兵衛

和合弥八郎

勝田金三郎 野崎十蔵 石川源助

松田魏丹

郎と中岡半九郎が参上し、 馬願書」「医師名面書付」の三通を差出す。うち「主 馬願書」は左の通り。 御用番若年寄の丹波守(米倉昌晴)に野尻助四 「同役一統之願書」「主

右之段御支配方え被仰上可被下候 実子惣領弥太郎え被下置候様奉願候 御座候 若私儀相果候は、 跡式之儀 生仕候得共 段々差重り本復可仕躰無 私儀当十月中旬より痰積相煩 色々養 以

安永八亥年十一月廿九日 長谷川主馬印

中岡 野尻 本郷与三右衛門殿 半九郎殿 助四郎殿 又兵衛殿

高弐百俵 内五拾俵御足高 亥六十壱歳 外御役扶持七人扶持 御書物奉行 長谷川主馬

明和六年丑十二月 廿二日御目見仕候 実子惣領 長谷川弥太郎 亥二十七歳

実子次男

長谷川弥次郎

即内ゴ 且頁 ヘゴー亥十九歳

十五郎智養子に仕度段 此度奉願置候右弥次郎儀 払方御納戸組頭入戸野

外男子無御座候

十二月二十六日に「願之通被仰渡」。手は「御書院番渋谷隠岐守組 朝岡新七郎娘」。本郷与三右衛門悴の「縁組願」を持参する。相十二月十八日、遠江守(若年寄・加納久堅)に

川下総守(目付・山川貞幹)から同人に渡される。天文方をも心掛け候様に」という兼務の書付が山寄・加納久堅)からも仰せ渡される。「文次郎義松平康福)から仰せ渡される。また遠江守(若年松平康福)から仰せ渡される。また遠江守(若年松平康福)から仰せ渡される。「文次郎養、名川主馬の後任(跡役)の書物奉行に任ずる旨、十二月二十六日、天文方の佐々木文次郎を、長十二月二十六日

【第九十八冊目】 安永九年庚子(一七八〇)正月から六月まで

野尻助四郎(六月)中岡半九郎月)佐々木文次郎(四月)人見又兵衛(五月)(正月)野尻助四郎(二月)佐々木文次郎(三

準松か)から渡される。左の七部がこの日下る。らずお下げになる旨の書付を筑後守(側衆・横田上置候例月伺之御書物」を、御用が済んだので残正月十四日、御殿で野尻助四郎が、「先達て差

(明和三年十月朔日、出羽守に差出す) (明本斎書画譜 六十四冊

人鏡陽秋 十二冊 上冊

王氏画苑 四卷·補遺二卷 六冊 二冊

芥子園画伝 初集五巻

三集四巻 十三冊

(明和五年四月十七日、主殿頭に差出

(安永七年五月二十六日、筑後守に差高僧伝 三卅

し出す)

十六日の記載例を挙げれば左の通り。 に詰番等の同心の名も記されるようになる 翌正月十五日、この日から詰番の書物奉行のほか

詰番

十六日雪 佐々木文次郎

福島三郎兵衛

石川久次郎

田畑権次郎

石川源助

林 定四郎

和合弥八郎

「見廻」とある) おりず、福島は(林と和合は上に「外出」、福島は

納戸頭取・岡部一徳)に掛け合い、渡す。正月十六日 左の書物を御殿で岡部河内守(小

(→天明六年九月二十日下る)

艸本別録 二十五冊 帙入

庶物類纂図翼添書 一冊

花色紋形和表紙白糸書外題

の通り。 渡してくれるよう徒目付に頼む。「宿所付」は左渡してくれるよう徒目付に頼む。「宿所付」を当番目付に

宿所牛込藁店

測量所拝借地住宅仕候

長谷川主馬跡役 子七十八歳 佐々木文次郎

を頂戴したいというもの。
「張目録」が「摺損」や「鼠喰」で見分けがたくなっているので、これを張り替えるための用紙や筆墨「張目録」が「摺損」や「鼠喰」で見分けがたくなっし出す。書付の内容は、御蔵の書物簞笥や長持の三月九日 左の書付を文碩を介して石見守に差

墨 但中形 三挺 上厚程村紙 壱束五帖

し入仕候節難見分け 且又番附差札等 并御長持張目録摺損し 又は鼠喰 出 右は御書物蔵三棟之内 御書物御簞笥

__

三月 御書物奉行存候御納戸頭え被仰渡可被下候 以上張替相改申候間 書面之通請取申度奉張替相改申候御簞笥御長持張目録難用分

源五郎が返しに来たのである。川主馬から借用していた書物を、具足奉行の横山三月二十三日(左の記事あり。前年没した長谷

持参被致候 か)**代御役人記二**冊 今日右源五郎殿 馬借用被致候**婦女伝**二冊并**暦**(歴の誤 馬達て御具足奉行横山源五郎殿より主

役御免小普請入」を仰せ付けられる。参し、これを差し出す。四月六日、「願之通 御右衛門の「御免願書壱通并同役共添書壱通」を持 四月三日、人見又兵衛が、遠江守宅に本郷与三

御書物奉行

御役御免願書 本郷与三右衛門

安永九子年四月 本郷与三右衛門御役御免被成下候様奉願候 以上 過書物奉行

米倉丹後守殿(四人とも若年寄)加納遠江守殿酒井石見守殿松平伊賀守殿

四月十五日、世話役共からの願いで、手跡達者の(字が上手い)加山斧吉を「書役助」にする。
の (字が上手い)加山斧吉を「書役助」にする。
吟味方改役の田口五郎左衛門・大貫次右衛門、吟
吟味方改役の田口五郎左衛門・大貫次右衛門、吟
吟味方改役の田口五郎左衛門・大貫次右衛門、吟
『耳嚢』を著す)
らなして帰る。

を願う。 五月十三日、書物同心(書物同心を退職) にたえない石川の小普請入り(書物同心を退職) 松平伊賀守(若年寄)宅に持参する。病身で勤務 松平伊賀守(若年寄)宅に持参する。病身で勤務 松平伊賀守(若年寄)宅に持参する。病身で勤務

石川久次郎小普請入奉願候書付袖 御書物同心世話役

弐人扶持 御譜代 石川久次郎高拾七俵 御譜代 石川久次郎

奉願候 以上 本願候 方之通相違も無御座候間 願之通 小普請入被仰付被下候様に私共迄相願 小普請入被仰付被下候様に私共迄相願 小普請入被仰付被下候様に於私共偏に 小普請入被仰付被下候様に於私共偏に 小普請入被仰付被下候様に於私共偏に 小普請入被仰付被下候様に於私共偏に 小普請入被仰付被下候様に於私共偏に 小普請入被仰付被下候様に於私共偏に

子五月

四人

出雲寺和泉掾の回答。 を渡す。内容は国絵図の修復方法に関する書物師御殿で勘定吟味役の根岸九郎左衛門に左の書付

覚

御国絵図御修復裏打紙之儀 有御国絵図御修復裏打紙之儀 有来り候は美濃紙大直し(=大判の美濃紙)弐枚打に御座候処の美濃紙(=磐城紙 磐 上え岩城紙(=磐城紙 磐 上え岩城紙(=磐城紙 磐 上え岩城紙(= 4 古弐篇にて随分大直し同に仕 右弐篇にて随分大直し同様御丈夫に出来仕候 御尋に付 春申上候 以上

六月五日、「御朱印御長持 藤釣る二棹分」が和泉掾

子五月

出雲寺

破損して役に立たないので、細工頭に新品を渡す

を人に貸したいと言い、林は人の拝領屋敷の敷地 兵衛に提出される。加山は拝領屋敷の敷地の一部 の一部を借りたいと言う。 林定四郎から「借地願書」が、それぞれ福島三郎 よう命じていただきたい旨、書付を差し出す。 六月九日、加山斧吉から「屋敷借置度願書」、

奉願候覚

小普請組小笠原彦大夫支配

小普請中山勘解由支配 藤井金次郎

地請人 佐藤新三郎

願候 以上 右私拝領屋敷之内 八十坪借置申度奉

加山斧吉

五月

奉願候覚

御掃除頭渡部幸蔵組

宅仕度奉候 以上 右与兵衛拝領屋敷之内 十五坪借地住 青木与兵衛

→六月十七日「林定四郎借地願之通 林定四郎

高千石

六月十日、間宮三郎右衛門が書物奉行拝命。

松平志摩守支配

間宮三郎右衛門

但屋敷

するが台

を受け取りたい旨の書付を差し出す。 六月十三日、破損した「御朱印御長持」の新品

御朱印御長持

弐棹分

細工頭え被仰渡可被下候 候に付 此度新規請取申度奉存候 釣共請取申候処

切れ損し御用立不申 右京大夫殿被仰渡御預け成候節 台藤 右は御朱印御長持 明和元申年五月 以上 御

御書物奉行

差し出す。 間宮二郎右衛門の「御蔵御証文奉願候書付」を

元小普請組松平志摩守支配

間宮三郎右衛門

外御役扶持七人扶持

字并仮名相改申度奉願候書付」を差し出したとこ 守より仰せ渡される。 ろ、「願之通」(許可する)旨、若年寄の酒井石見 六月二十七日、(書物奉行)佐々木文次郎から「苗

御書物奉行

佐々木文次郎

改名

吉田四郎三郎

私先祖佐々木源三秀義六男

右は

郡五千貫領知仕 同郡吉田郷に在城仕 佐々木吉田宮内太輔貞秀嫡孫佐々木吉 佐々木吉田左兵衛尉俊秀十代雲州守護 願候 以上 名も高祖父之名四郎三郎と相改申度奉 御座候間 旁以右本名に罷成 将又仮 感状等之宛所も吉田某と有之候儀にも 田に罷成申度奉存候 其上持伝罷在候 奉存候 依之私より立帰 先祖本名吉 儀段々結構に被仰付冥加至極難有仕合 迄も佐々木を相名乗罷在候 然処に私 佐々木と斗相名乗申候に付 引続き私 に至り代々之領知に相離れ申候故 郎三郎儀私高祖父にて御座候 儀は父之若名四郎三郎と罷成候 代寿丸と申者も共に出城仕候 其砌重 申候此時右重左衛門尉儀も嫡男吉田千 七月四日 諸軍勢皆播州上月之城を出 戦之時 勝久利を失ひ申候に付 同年 且其後右四郎三郎儀佐々木吉田重左衛 候処一族尼子左衛門尉勝久に味方仕 田四郎三郎秀辰と申者迄は雲州能義 左衛門尉儀末期に至り 右悴千代寿丸 門尉に罷成 天正六年 毛利元就と合

子六月 佐々木文次郎

酒井石見守殿より被仰渡候旨 右は奉書半切紙に相認差上申候 六月廿七日当番御目付より来る。 可為願之通候と申御附札て

一六

安永九年庚子(一七八〇)七月から十二月まで 【第九十九冊目】

中岡半九郎(十二月)吉田四郎三郎 (九月) 人見又兵衛 (十月) 野尻助四郎 (十一月) (七月) 吉田四郎三郎 (八月) 間宮三郎右衛門

四郎と間宮三郎右衛門が立ち合う。 勘定吟味役の根岸九郎左衛門らが訪れる。野尻助 川は駒木根肥後守組に割り入れられる。 小普請奉行の岩本内膳正・目付の安藤郷右衛門・ 七月八日、石川久次郎の小普請入りが許可。石 七月三日、西御蔵・新御蔵の修復見分のため、

御書物同心

願之通小普請入候間 石川久次郎 其

候 以上

段被申渡候 尤小普請組支配可被談候

右病気に付

を目付の村上三十郎に渡す。病気で小普請入りし た石川久次郎の「明跡」に。 七月十五日、福島三郎兵衛悴の「仮御抱入願書」

御書物同心世話役

三郎兵衛悴

御書物同心壱人之明 跡え仮御抱入奉願候者 福島善蔵 子弐拾五歳

請川勝左京組之節御書物同心え御入人 被仰付 当子年迄弐拾七年御奉公出精 右三郎兵衛儀 宝暦四戌年九月 小普

> え (中略) 奉願候 相勤相応之者に御座候間 此度御書物 も手跡達者に仕 常々身持宜御奉公可 仕実躰相勤申候者に御座候 悴善蔵儀 同心石川久次郎小普請入被仰付候明跡

紙を請求する。 七月十八日、納戸頭に国絵図修復に用いる裏打

申度奉存候 御納戸頭え被仰渡可被下 先達で申上置候裏打紙 書面之通請取 右は此度御国絵図御修復被仰渡候に付 岩城紙 大判八寸 四千四百五十壱枚 六千三百六十七枚

の間の下張りをする。 寺和泉掾が細工人(職人)四人を連れて訪れ、板 七月二十六日、国絵図の修復作業のため、出雲 七月二十七日、屋敷改に左の届書を提出する。

元天文方より

吉田四郎三郎

拝領屋敷無御座候 長谷川主馬跡

宿牛込藁店測量所御屋敷住宅仕候

元小普請松平志摩守支配より

間宮三郎右衛門

以上

子七月 (書物奉行) 五人

可被下候

依之御届申候

以上

御書物奉行

子七月

右之通此度同役被仰付候間 帳面御改

宿拝領屋敷六百坪駿ヶ台住宅仕候

本郷与三右衛門跡

長持」の風干を行う。 鎰共但鎰包御封印

七月二十九日、「御条目御法令」「御朱印写入御

御条目御法令一箱 板倉佐渡守殿

御朱印写入御長持七棹 鎰共但鎰包御封印

御封印 板倉佐渡守殿

村上三郎右衛門 相渡 御条目御法令 御朱印御長持七棹御右筆 右両御品御風干相済 九つ時過 御老 於陰時計 右両御品五半時為持罷出 佐野郷蔵/ 於中之口

ず受け取る。 八月三日、納戸で国絵図修復用の裏打紙を残ら

中主殿頭殿御封印にて右同人より請取

から運び込まれる樽が坂下門を通行できるよう 門の「御断書付」を当番目付に差し出す(出雲寺 掾方から粘の入った樽を一つ持参するので、坂下 八月七日、国絵図修復のため、明日出雲寺和泉

左の通り。
立の通り。
立の通り。
立の通り。
立の通り。
立の通り。
立の通り。
立の通り。
ののうち銀六百目の内借を願う(六百目を出入用高のうち銀六百目の内借を願う(六百目を出入用二十二日、国絵図の修復が七分通り終わり、

候書付御勘定奉行へ御断の御書物奉行袖にの御国絵図御修復御内借之儀申上

伺済御入用高

銀壱貫百九拾弐匁余之内

銀六百目 御国絵図御修復

御入用御内借

御書物奉行

子八月

げる。
一十月三日、国絵図の修復が終了した旨を申し上して受け取り、出雲寺和泉掾に渡す。
一十月二十五日、当髪の「御書物御修復代」金三八月二十五日、当夏の「御書物御修復代」金三

先達て伺相済候御国絵図御修復 不残

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

子十月 御届申上候 以上

け取りたい旨の書付を差し出す。「御国絵図御修復残金」の銀五百九十二匁を受

物奉行)に報せる。
お参行)に報せる。
出来栄えに問題がない由。中岡田五左衛門・大竹勘右衛門が訪れ、東御蔵にお田口五左衛門・大竹勘右衛門が訪れ、東御蔵にお田口五左衛門・大竹勘右衛門が訪れ、東御蔵にお出た 根岸九郎左衛門・(同吟味方改役)

郎に仰せ付けられる)。十二月二十七日、弥九郎の跡目を実子惣領の角次開書并由緒書」を福島三郎兵衛に差し出す(→肝一月十三日、和合弥八郎、今暁病死。「跡目

か。

家光の正保年間に郷帳と共に作成された国絵図談して渡す。左の通り。「古国絵図」は三代将軍があり、回答の書付を勘定組頭の中野藤十郎に面原盛員)から、「古国絵図」について問い合わせ「小二月二日、先達て桑原伊予守(勘定奉行・桑

無法無之国々も御座候 郷帳添無之国々も御座候 郷帳添無之国々も御座候

喰大損し■御座候 一 日向/津軽 御絵図古来より鼠

十二月 御道具之内え入 取扱来り候 以上右古御国絵図之儀は前々より御不用之

【第百冊目】《四月二日改元→天明元年》安永十年辛丑(一七八一)正月から六月まで

人見又兵衛田四郎三郎(閏五月)間宮三郎右衛門(六月)田四郎三郎(閏五月)間宮三郎右衛門(六月)吉月)野尻助四郎(四月)中岡半九郎(五月)吉(正月)間宮三郎右衛門(二月)人見又兵衛(三

の書付を書物奉行の連名で差し出す。
郎(十九歳)を「仮御抱入」(仮採用)したい旨人減ったので)、書物同心鈴木半右衛門の悴金四いだ角次郎は小普請入り。このため書物同心が一正月十九日、(和合弥八郎が病死し、家督を継

御書物同心

え仮御抱入奉願候者 鈴木金四郎御書物同心壱人之明跡 半右衛門悴

人に被仰付 当丑年迄六年御奉公出精請神尾若狭守組之節 御書物同心御入右半右衛門儀 安永五申年十月 小普

御書物同心和合弥八郎病死仕 郎え家督被下置小普請入被仰付候明跡 奉公可相勤相応之者に御座候間 儀も 筆算も達者に仕 常々身持宜御 仕度奉願候 以上 悴金四郎儀仮御抱入被仰付被下候様に え可罷成御儀に御座候はゝ 半右衛門 実体相勤候者に御座候 悴金四郎 悴角次

丑正月 中岡半九郎 野尻助四郎 人見又兵衛

吉田四郎三郎

間宮三郎右衛門

げる。近日中に移し替えを行う旨回答する。 渡」)、新御蔵の御道具を移し替えてほしい旨を告 してぼぼ完了したので、これを引き渡し(「内御 蔵の修復は、外部の上塗り(「外通り上塗」)を残 三月十一日、小普請方の野村八蔵が訪れ、西御

御蔵から西御蔵へ「御簞笥」の移動作業を行うこ し替えることとする。「黒鍬之者」十六人で、新 三月十五日、明十六日から西御蔵へ御道具を移

請があり、そのリストを奥右筆の吉松次左衛門に るなら、そのリストを見せていただきたいとの要 等」(書物方で保管している奥右筆の文書)があ 四月三日、昨日、奥右筆から「御預り之御長持

宝永三戌年御預り

奥御右筆部屋長持 三棹

宝永六丑年十一月御預り

奥御右筆方長持 卢棹

相納候年号不相知

奥御右筆部屋長持 三棹

内弐棹は御紋付御長持

延享四卯年七月御預り

四棹

奥御右筆部屋御長持

都合拾壱棹

右之通御座候 以上

四月三日

る旨を伝える。 に渡す。「御蔵錠前四つ」は日記簞笥に入れてあ 四月五日、新御蔵を小普請方手代柴藤軍右衛門

天明と改元の旨。 四月十三日、「惣出仕」。人見又兵衛が出仕する。

に差し出す。 「仮御抱入再願書」を石見守(若年寄・酒井忠休) 五月十八日、福島三郎兵衛と鈴木半右衛門悴の

主膳正組の浦野吉十郎が仰せ付けられた旨の書付 跡」に小普請組仙石弥兵衛組の大塚造酒蔵と菱沼 閏五月十一日、当番目付から、書物同心の「明

復願いを、長意(坊主衆)を介して若年寄の酒井 石見守に差し出す。会所は雨漏りがするほか、床 閏五月二十九日、会所(書物方の執務室)の修

下その他が傷んでいたらしい。

座候様 り段 手水所等朽損し候之間 先達て 所々損し有之候間 見分之上御修復御 御修復願差上候処 御書物蔵会所屋根雨漏所々有之 并揚 小普請奉行え被仰渡可被下候 此節別て床下其外

その旨書付を作成する。 尋ねられ、御蔵に四部所蔵することを確認の上、 内守から、『群書治要』の所蔵の有無等について 六月五日、御殿の新部屋で小納戸頭取の岡部河

群書治要

可申上旨相答候 否之義明日申聞候様 助四郎方へ申遣候 に相認させ差置候
尤右之段明日詰番 右御書物蔵に四部有之候間 被申候間 御蔵へ罷帰相調させ候処 て御座候哉承度被申聞候間 得と相糺 右御書物御蔵に有之候哉 尤御秘書に 別紙書付

日下り、写本は「尾張殿」に貸し出され、八月十 日に下る。 部(活字版と写本)を渡す。活字版は六月二十六 六月八日、御殿で岡部河内守に『群書治要』二

△群書治要 四十七冊(四巻・十三巻・ へき糸 書外題 二十卷欠) 紺表紙

△群書治要 四十七冊(四巻・十三巻・ 二十卷欠) 紅表紙 紅

但御簞笥弐箱

衆・稲葉正明)に長巴を介して差し出す。 ある沢井三左衛門に渡す。その旨届書を越中守(側 巻・十三巻・二十巻欠)を、尾張徳川家の家来で 貸候旨 出羽守殿被仰渡候よし」を伝えられる。 達て差上置候御書物**群書治要**此度尾張殿へ被進御 六月二十六日、写本『群書治要』四十七冊(四 六月二十五日、陰土圭間で岡部河内守から「先

大明元年辛丑(一七八一) 七月から十二月まで (第百一冊目)

月)野尻助四郎(十二月)間宮三郎右衛門 月)間宮三郎右衛門(十月)人見又四郎(十一 (七月) 野尻助四郎 (八月) 吉田四郎三郎 (九

の届書を持参。 七月十六日、 人見又兵衛、出がけに石見守に左 差し出し人は書物奉行四名。

御書物奉行

依之右之段申上置候 右半九郎儀 持病之積気強 其上眩暈 歩行難成 詰番可相勤躰無御座 以上 中岡半九郎

八月十日、尾張徳川家から『群書治要』が返納。

その旨の届書を、岡部河内守を通じて越中守に差 し出す。

衛門より請取候に付申上候 以上 今日御返納に付 尾張殿家来沢井三左 右御書物先達て尾張殿え被進御貸候処 四十七冊

黒鍬三人に目録到来。その額は、人見又兵衛に「銀 借の御挨拶(礼)として、組者(書物方)および 定八郎・鈴木半右衛門・勝田金三郎にそれぞれ「弐 にそれぞれ「百疋」。 百疋」。黒鍬(「持人」)の庄八・惣八・佐右衛門 五枚」、杉村清兵衛・石川源助・林定四郎・川出 八月十二日、尾張徳川家から、『群書治要』拝

忠休)に差し出す。竹梯子と桐油の支給は、それ 旨の書付を、長隆を介して石見守(若年寄・酒井 また長持や簞笥の「桐油」(防水防湿用の覆いか) を差し出す。徒目付の井出条右衛門が受け取る。 が立ち会い、両御蔵を岩本内膳正から受け取る。 付)安藤郷右衛門(勘定吟味役)根岸九郎左衛門 来栄え見分のため、(小普請奉行)岩本内膳正・(目 が破損しているので、新品を支給してもらいたい 作業が終了するまで毎日派遣してほしい旨「御断 の移し替え作業を行うので、黒鍬の者を十六人、 内容は「上州百姓共騒動」(絹糸運上騒動)の件。 (小普請方)木村吉十郎ほかが来訪。人見又兵衛 九月十一日、明十二日から新御蔵に「御道具 九月七日、西御蔵・新御蔵の修復が終わり、出 九月四日、当番目付から「御触書壱通」到来。 十月六日、御蔵の竹梯子(「竹階子」)が朽ち損じ、

ぞれ小普請奉行、細工頭の担当。

三脚

相成候間 見分之上仕直し候様被仰渡 可被下候 右は御書物蔵に有来候階子朽損し難用 以 上

覚

御長持桐油 三つ

青漆二重黄漆御紋付

御簞笥桐油 三つ

右同断

壱つ

御挟箱桐油 右同断

渡可被下候 共御蔵え罷出 寸法等積り候之様被仰 右之通請取申度奉存候 案内次第職人 請取候処 当時破損し御用立不申候間 右御蔵に有来候桐油 明和三戌年出来 以上

跡目が実子惣領の幸十郎に仰せ下された旨。 死の旨(夏に煩った「疝積」の病状が悪化)。 十一月十六日、書物同心の早川孫太郎、今暁病 十二月二十七日、目付より来書。早川孫太郎の

天明二年壬寅(一七八二)正月から六月まで 【第百二冊目】

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

望通り万屋平兵衛という者が持参する。つ・「御簞笥桐油」三つ・「御挟箱桐油」一つ、要正月九日、「御細工所」より、「御長持桐油」三

願書が出される。 合幸右衛門支配」の山田団右衛門に貸したい旨の谷新本村四丁目地面」の内を、「吹上御庭奉行河正月十五日、勝田金三郎から、拝領屋敷「市ヶ

達))。 上、差出し申すべき旨(→二十一日に石見守に進 原書」を目付の村上三十郎に渡す。村上は一覧の 正月二十日、「鈴木半右衛門悴金四郎仮御抱入

の通り仰せ渡される)。
寄・加納久堅) 宅に持参する (→三月八日、願い寄・加納久堅) 宅に持参する (→三月八日、願い清入願書」ほか、間宮三郎右衛門が遠江守(若年二月十一日、浦野吉十郎(三十二歳)の「小普

御書物同心

御譜代 浦野吉十郎

寅三拾弐歳

御書付を以被仰渡

則致奉付

同

人を以返上仕候

筑御文庫御書物見候様被仰渡候由

高弐拾俵

弐人扶持

(中略)依之小普請入被仰付被下候様眩暈強く 色々養生仕候得共相勝不申秋中より別で持病之疝積強差発 其上私吉十郎儀 常々病身に罷在候処 去

私共迄相願候(中略)於私共偏奉願候

寅二月(書物奉行連名)

2の由。 二月十六日、福島三郎兵衛、昨十五日七時過病

蔵で書物を調査したい旨を伝えられる。 二月二十二日、成嶋仙蔵から、五、六日ほど御

*成嶋仙蔵(峰雄)は安永五年十二月十九日に*成嶋仙蔵(峰雄)は安永五年十二月七日 さきにと、もにそのことにあづかり」とある。

実を報告せよというもの。
た件につき、その年月日および「御声懸り」の事が若年寄の「御声懸り」で御書物蔵で御用を務めより問い合わせあり。先年、成嶋道筑と同忠八郎より問い合わせあり。先年、成嶋道筑と同忠八郎

出候処 飯高孫太夫を以 成嶋道対して、左のように回答する(享保十五年と明和対して、左のように回答する(享保十五年と明和対して、左のように回答する(享保十五年と明和三年の先例を報告)。

例之通 御書物蔵へ罷越候間相心向後御用有之節 先年道筑罷出候守殿御用有之相廻候処 成嶋忠八明和三戌年九月十七日 水野豊後

得候様にと御同人被仰渡候

二月 御書物奉行右之通書留御座候 以上

御書物目録を見た後、即刻左の書物を拝覧する。二月二十六日、成嶋仙蔵が書物方役所を訪れ、守(若年寄・酒井忠休)の指示が伝えられる。ら、今後成嶋仙蔵が御蔵で書物を拝見する旨石見ら、今後成嶋仙蔵が御蔵で敷右筆の吉松治左衛門か二月二十五日、御殿で敷右筆の吉松治左衛門か

同一通りは 二拾冊 **藻塩草** 帙入/十冊 株入/十冊

二月二十七日、成嶋仙蔵が訪れ、左の書物拝見。

 東鑑脱漏
 二十二冊

 後太平記
 二十二冊

東鑑拾遺 一冊

正明)に伝える。 を拝見する旨、長巴を介して越中守(側衆・稲葉を拝見する旨、長巴を介して越中守(側衆・稲葉の二月二十八日、成嶋仙蔵が今後御書物蔵で書物

二月二十九日、成嶋仙蔵来訪。左の書物拝見。

本朝通鑑 第十三·十四·十五 三箱

承久記 二冊

後太平記 鎌倉大草紙 二十一冊 冊

二月晦日、成嶋仙蔵来訪。 左の書物拝見。

歌仙家集 三十六冊

聴雪集

草根集 正続共十五冊

温胡(故か)抄 三冊 三冊

歌合五十六部 六十一冊

墨・筆等が不足しているので納戸頭に補給を要請 三月四日、「御書物張目録」に用いる程村紙

拾五束

蔵共御修復出来に付御道具等御蔵え 去
丑
年
中
は
御
書
物
蔵
二
棟
御
修
復
御
座
候 取候筆墨紙不足に御座候間(下略) 等摺損し鼠喰等多く相見へ 先達て請 移替候上 猶又相調候処 番附等認方延引罷成候 分 去々子四月中より段々相認候処 持・御簞笥等張目録番附差札摺損し之 右は去々子三月中申上候御書物御長 御道具等積込差置候間 右張目録 然処去冬両御 張目録番附

御書物奉行

三月十八日、成嶋仙蔵来訪。左の書物拝見。

佩文韻府 淵鑑類函 二百冊 二百冊

同心が一人減ったのを受け、その補充を願う「御 相成候者」(字がよく書ける者)を要望している。 昌晴)宅に持参した旨。文面は左の通り。「手跡 入人願」の書付を、昨朝、丹後守(若年寄・米倉 三月二十四日、浦野吉十郎の小普請入りで書物

物蔵御場所は 手跡不相認候では御書 御入人被仰付被下候様に奉願候 御書物同心浦野吉十郎病気に付願之通 跡相成候者御入人被仰付被下候様奉願 物取扱見分け等難仕御座候間 何卒手 小普請入被仰付難有奉存候 右明跡え 御書

寅三月 (書物奉行連名)

が以後、「奥頭取」を通して書物拝見に訪れるの を岡部河内守(小納戸頭取)に報告する旨(成嶋 の書付を差し出す。内容は、成嶋が拝見した書名 見する件につき、越中守(側衆・稲葉正明)に左 四月四日、成嶋仙蔵が御書物蔵に来て書物を拝

掛合罷越申候段申聞候に付 其節拝見 拝見之義 以来奥頭取迄申達 私共え 先達て御届申上置候成嶋仙蔵義御書物

> 頭取迄申達候様に仕度段 岡部河内守 有御座と奉存候に付 え申達置候 若御聞にも入可申儀も可 仕候御書物題号相認 御用相済候節 此段奉申上置候

野尻助四郎 人見又兵衛

間宮三郎兵衛 吉田四郎三郎

等」を調査する。必要な文書を「日記簞笥」に入 れ、不要な文書は「左号御簞弐箱」へ移す。 が、「上之間日記簞笥并追加左号に有之候諸書付 四月十四日、(杉村)清兵衛と(川出)定八郎

とめにして袋に入れ、また必要な文書が即座に見 速見出し好様に 書抜致置候」)。 にも可相成分は一緒に袋入に致し つかるように「書抜」を作成する(「分て心得扣 得扣」(参考資料)になると思われる文書は一ま **簞笥」の抽出にある諸書付を調査する。特に「心** 四月二十四日、清兵衛と定八郎が「上之間日記 右諸書付等早

蔵されているかどうか問い合わせあり(→三部と 四月二十九日、石見守から左の三部が御蔵に所

暦法典

五星玉鏡

七星台暦

五月朔日、左の通り同心の「頰替」(組替え)あり。

田畑権七郎

林 市之永 野崎 十蔵

弐番頰え 加山弥左衛門

定四郎

三番頰え

勝田金三郎

石川 源助

小沢清四郎

四番頰え

田畑権次郎

大塚造酒蔵

五番頰え 川出定八郎

鈴木半右衛門

跡」に申し渡す旨、丹後守の書付を当番目付が寄 と(長谷川利十郎組)山本庄右衛門を、書物同心「明 五月四日、(小普請組戸川山城守組)小林三吉

えて渡す。 陰土圭間において成嶋忠八に左の「上目録」を添 五月十二日、天文方(吉田靫負)拝借の書物を、

図書集成之内

暦法典 百四十冊

八帙

五星玉鏡

七政台暦 八冊 不足本

五月十二日 御書物奉行

> 願いの通り御役御免仰せ付けられる。 六月九日、(書物奉行)中岡半九郎病気に付、

年寄侍座 半九郎病気に付願之通御役 防守殿(老中・松平康福)御出座 若 出候処 於御右筆部屋御縁頰 松平周 (下略) 御免被仰付候之旨 周防守殿被仰渡候 候処(中略)間宮三郎右衛門為名代罷 中岡半九郎病気に付御役御免之儀奉願

天明二年壬寅(一七八二)七月から十二月まで 【第百三冊目】

月)中村六右衛門(十月)人見又兵衛(十一月) 野尻助四郎(十二月)人見又兵衛【助月番】 (七月) 間宮三郎右衛門(八月) 中村六右衛門(九

が提出された由。 七月朔日、(書物同心)石川源助から転居願い

奉願候覚

儀私伯母聟之続に御座候間 此度元通 罷在候処 家作大破及候に付 右元通 私儀 只今迄小日向金剛寺地面借地仕 内借地住宅仕度奉願候 地面之内明家作も有之候に付 坪数四拾坪余 竹越元通地之内 以上 当分之

七月八日、「御鳥見組頭格」の中村六右衛門が

書物奉行を拝命。

を遠江守(若年寄・加納久堅)に松益を介して差 し出す。表右筆組頭の柴村源左衛門にも写を渡す。 七月十一日、中村六右衛門の「御蔵証文願書」

御蔵御証文奉願候書付 御書物

元御鳥見組頭格

外 御役扶持七人扶持 高弐百俵 内弐拾五俵御足高 中村六右衛門

御切米御扶持方之御証文奉願候 右六右衛門儀 当八日同役被仰付候間 七月 四人

断」)。内訳は「長さ九尺五寸角木 四拾五本」「長 七拾弐本」。 さ六尺五寸角木 廿七本」「長さ三尺四寸角木 材を小普請奉行に要求する(「小普請奉行え御 「御書物・御長持・御簞笥等之台」に用いる角

古備後薄縁 五拾枚 (「御畳奉行え御断」)。 左の通り。

御蔵に敷く「古備後薄縁」を畳奉行に要求する

減少仕年々拾五枚つ、引替に受取候 来は年々薄縁廿枚宛請取来候処 間 御蔵薄縁余計無御座 年々切損し 右は御書物蔵三棟之内え敷置申候
古

渡可被下候 以上之通請取申度奉存候 御畳奉行え被仰之通請取申度奉存候 御畳奉行え被仰多く罷成 一向難相用御座候に付 右

行から差し出す。 衛門および書物同心両名の「屋敷書付」を書物奉の月十七日、新たに書物奉行となった中村六右

拝領屋敷本所亀沢町に住宅 坪数三百坪中村六右衛門

浅草阿部川町 坪数八拾坪 湯島天神三組町 坪数六拾坪 大塚造酒蔵

寅九月

御書物奉行

小石川春日町 坪数三拾六坪余 山本庄右衛門

う作事奉行から植木奉行に申し渡してほしい旨。出す。破損した屋根瓦等を早急に取り片付けるよ(老中水野忠友・若年寄酒井忠休)に届書を差しが風で御蔵の屋根に倒れたので、出羽守・石見守が風で御蔵の屋根に倒れたので

八月廿三日 御書物奉行

守殿に文碩を介して差し出す。
九月二日、「御蔵御修復」の儀、石見守・出羽

於軒通并戸前等所々土落庇等損申如書物蔵壱棟惣躰白土落損其

壱棟は 御蔵軒通其外所々土落腰 巻等損 且又先達て風雨之節 紅 葉山御樹木倒懸り家根下地瓦共に 損強相見え申候 右二棟御蔵 見 分之上御修復御座候様 小普請奉 分之上御修復御座候様 小普請奉

奥新部屋において岡部河内守に見せる。この四帙浅黄木綿服紗に包み文庫に入れて御殿に持参し、九月十四日、岡部河内守(小納戸頭取・岡部一立たぬように陰時計の間で見せるよう指示あり。立たぬように陰時計の間で見せるよう指示あり。立たぬように陰時計の間で見せるよう指示あり。立たぬように陰時計の間で見せるよう指示あり。立たぬように陰時計の間で見せる。

株御修復と申候ても御入用も懸り申候守から左のような提案あり。十六日に渡した『図書集成』の四帙を返却。河内

を四五日留め置く旨。

九月二十日、陰時計の間で岡部河内守と面談。

は、乱冊も不致(其上帙よりは御書物)上下挟板に致木綿さなだにて〆置候帙御修復と申候ても御入用も懸り申候

は全私存付申候間御相談申候之為にも可然やと存候、尤右挟板之義

下な『古今図書集成』の帙を修復するには相 当の費用が必要である。帙ではなく、板で上下を はない、「木綿さなだ」(真田紐=太い木綿糸で平た はないが、費用が掛か はないが、費用が掛か。

る)。 村上弥三郎を介して差し出す(→十二月十五日下村上弥三郎を介して差し出す(→十二月十五日下

△ **虫附損毛諸事留書** 十七冊 一箱

告奉行に指示していただきたい」というもの。 は、一十八畳の畳表が切れ損じている。表だけでな まご十八畳の畳表が切れ損じている。表だけでな まだけでな を介して書付を差し出す。その内容は「会所の畳 を介して書付を差し出す。その内容は「会所の畳

を差し上げるべしというもの。

暦調御用所」が完成したので、「牛込藁店測量所」

下吉田靫負に書付が仰せ渡される。内容は「頒子二十二日、石見守から吉田四郎三郎とその

*大槻如電『新撰洋学年表』に「五月江戸天文台を牛込より浅草に遷す」として、次のように記されている。「牛込測量所は四近樹木生茂で観測を妨くとて天文方吉田靫負より転地を申請し浅草蔵前片町の西裏空地に移転され十月造築成り吉田奥村両氏官舎も此地に賜る爾後八十七年を歴で明治己巳八月に至り廃る爾後八十七年を歴で明治己巳八月に至り廃

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

ち退けないので、転居先が決まるまでしばらく現 為願之通御普請奉行可被談候」)。 いう内容。十一月十二日に願どおりとなる(「可 在の場所に居住することを許していただきたいと 付を差し出す。現在居住している場所を直ちに立 これを受けて、吉田四郎三郎が石見守に左の書

私儀 差置被下置候様仕度奉願候 以上 拵候内 何卒只今迄之御地面に当分被 に御座候は、 住宅之場所如何様共取 候場所に只今迄住宅仕候 可相成御儀 牛込藁店拝領地差上可申旨被仰渡奉畏 候処 難相成旨被仰渡 且又只今迄之 只今迄拝領地之内にて被下置候様奉願 津守殿御書付を以被仰渡候に付 被下置候間 場所見立相願候様松平摂 早速引払可申処 先年家作被下置 未拝領屋敷無御座候に付 吉田四郎三郎 明和

十一月三日、「御広敷御用部屋伊賀格吟味役」

船岸文九郎が書物同心「明跡」に。

物奉行)野尻助四郎宅で願いの通り家業相続を申 十一月二十一日、出雲寺和泉掾・同文之丞が、(書

其方儀 老年病身に付家業悴文之丞え 丹後守被仰渡候間申渡候 相続相願候に付 伺候処 出雲寺和泉掾 願之通米倉

十一月十九日

出雲寺和泉掾

続御用相達候様 右和泉掾願之通 米倉丹後守殿被仰渡 実子文之丞儀家業相 出雲寺文之丞

候間申渡候 十一月廿一日

の通りとなる)。 ようにしたいと伺っている(→十二月二十日、伺 代わりに上下を桐の板で挟み丈夫な真田紐で結ぶ わち多数の傷んだ帙を修復するのではなく、帙の 今図書集成』の保存を講じたいというもの。すな 出す。内容は、岡部河内守一徳の提案通りに『古 十二月八日、出羽守・石見守に左の書付を差し

図書集成

壱万冊之帙

帙表地稲妻形織物帙裏白紙 六百帙

角こはせ弐つ宛 附

当時繕ひ手入等行届兼申候 湿地之御場所ゆへ湿含強 段々離様強 分年々繕ひ手入等為仕差置候処 帙■(御か)修復御座候様仕度奉存候 節部分け等相分り兼申候 右御書物之 物取扱難仕 其上冊数混雑仕 御用之 之御書物ゆへ 帙切れ損し候ては御書 相成 帙表地等摺損し帙裏唐紙摺切れ 右御書物之帙 只今迄粘離れ損し等之 一躰大部 御蔵

> 十二月十一日、中村六右衛門が「杖断書付」を 付 此段奉伺候 以上 入用も格別相懸り申間敷様に奉存候に

引通し結合置候様可仕哉

左候へ共御

り可申哉と奉存候間

へ共 御修復之儀は格別御入用も相懸

上下より桐板挟に仕

木綿真田紐板へ 御書物壱帙之分

目付の末吉善左衛門に差し出す。

依之御断申上候 以上 は晴雨共に御城内杖相用申度奉存候 私儀 足に痛御座候に付 寅十二月 中村六右衛門 不出来之節

天明三年癸卯(一七八三)正月から六月まで (第百四冊目)

(三月) 吉田四郎三郎 (四月) 野尻助四郎 (五月) 吉田四郎三郎(六月)間宮三郎右衛門 (正月) 間宮三郎右衛門 (二月) 中村六右衛門

遣わすとのこと。 拝見したい書物があるので、追って息子の仙蔵を し入れた書物はすべて拝見したが、まだ一、二部 二月九日、成嶋忠八郎が訪れる。旧冬拝見を申

清四郎が立ち会う。「注文ひな形」をもとに委細 城庄八郎らが来訪。(書物同心)清兵衛・定八郎・ 物方加川金兵衛代わり) 利兵衛・(糸方棟梁) 家 法を見積もるため、(細工所同心)藤沼文次郎・(指 二月十四日、『古今図書集成』の「挟板」の寸

書物を追って拝見したい旨。書名書付を渡される。二月二十四日、御殿で成嶋忠八郎と面談。左の本を、(細工所同心)藤沼文次郎らが持参する。二月十六日、『古今図書集成』の挟板の仕様手相談。御箱内の寸法等を見積もって帰る。

記
道
遥院之
筆

古唐律并荻原惣右衛門書付一通

の書物拝見のため来訪の旨。三月十六日、成嶋仙蔵より来書。明十七日、左

成網譜 九圣正説郛 百一号 欣賞編

蹴鞠譜

から左の書物を所蔵するか問い合わせ。 三月二十六日、河内守(小納戸頭取・岡部一徳)

大河外科 外科啓玄

して差し上げる(→五月十二日下る)。四月三日、筑後守に左の書物を岡部河内守を介

大河外科 一冊 六冊

する。 五月二十五日、成嶋仙蔵来訪。左の書物を拝覧

平氏系図 一巻

藤氏系図 七冊

四家系図 十冊

姓氏録 三冊

卑分脈 一帖

電永諸家系図之内 **惣目録** 一冊

頭取を申し渡す。のところ、書役を申し渡す。林市之丞義は樟脳方のところ、書役を申し渡す。林市之丞義は樟脳方六月朔日、(書物同心)鈴木半右衛門、書役助

は左の通り。 田備後守より貞阿弥を介して仰せ渡される。伺書 業相続は伺書の通りたるべき旨、「御附札」で太 六月二十九日、(御用達町人)唐本屋清兵衛家

御切米御扶持方不被下候卯に六拾四歳御目通平伏罷出候者 唐本屋清兵衛年始五節句歳暮御礼

母方従弟

七兵衛

卯に三拾七歳

右清兵衛儀 兼々病身に御座候処 去

卯六月 (書物奉行連名) 中六月 (書物奉行連名) 無御座候 然る処清兵衛儀実子無御座 候に付 母方従弟七兵衛え家業相続為候に付 母方従弟七兵衛え家業相続為 無御座候 然る処清兵衛儀実子無御座 無御座候 然る処清兵衛儀実子無御座

【第百五冊目】 天明三年癸卯(一七八三)七月から十二月まで

(十二月) 中村六右衛門田四郎三郎代わり】(十一月) 間宮三郎右衛門日四郎三郎代わり】(十一月) 間宮三郎右衛門【吉月) 松平加賀右衛門【吉の上の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の

せ付けられる。 七月二十五日、人見又兵衛、役替(異動)を仰

行う。 七月二十六日、「御条目」「御朱印写」の風干を

一 御朱印写入御長持七竿一 御条目 御法令一筥

右両角品 五つ半時為持罷出 於中之右両御品 五つ半時為持罷出 於中之

く掛は、(世話役)定八郎と(筆役)清四郎・権(八月三日、『古今図書集成』の挟板の外題を書

七郎の三名とする。

する。

「八月十五日、丸毛惣三郎を介して主殿頭(老中・八月十五日、丸毛惣三郎を介して上脚沼意次)から、「先々御代御造営之御書物」の田沼意次)から、「先々御代御造営之御書物」の八月十五日、丸毛惣三郎を介して主殿頭(老中・

八月二十一日、松平加賀右衛門が書物奉行拝命。

小普請永井監物支配

但し 屋鋪牛込筑土下 松平加賀右衛門

守に差し上げる。 お月十九日、『古今図書集成』の「帙部分け」 大月十九日、『古今図書集成』の「帙部分け」

を長持に入れて差し上げるよう指示あり。渡される。あわせて御預けの折に左の六部の書物る予定の書物(十九品 二百六十冊余)の一覧をあ月二十一日、成嶋忠八から、近く御預けにな

古今秘抄 逍遥院/称名院 筆 三二 北山抄

清品級考 六冊 清品級考

右之御書物 今日不残突合調置候旨申聞候 **佩文韻府** 弐百冊 弐百冊

九月二十八日、吉田靫負拝借の『暦法典』は、

守から成嶋仙蔵を介して帙を渡される。まだ御用で使用中なので帙だけ返す由。岡部河内

沢清四郎・田畑権七郎に「金五百疋宛」。に「銀五枚宛」。掛の書物同心の川出定八郎・小内訳は、書物奉行の野尻助四郎と間宮三郎右衛門題等読調骨折相勤候に付」、御褒美を下さる旨。

【第百六冊目】 天明四年甲辰(一七八四)正月から六月まで

(正月)松平加賀右衛門(閏正月)野尻助四郎(二

月)吉田四郎三郎(三月)間宮三郎右衛門(四

月)中村六右衛門(五月)松平加賀右衛門(六

月)野尻助四郎

組頭)から知らされる。 借願いが提出されている旨、大前孫兵衛(奥右筆 閏正月二十七日、天文方の吉田靫負から書物拝

図書集成之内

一天文并算術之部

但暦法典之外

右御書物測量御用に付 拝借仕度奉存

候 以上

吉田靫負

閏正月

が、小普請方はすでに退庁していたので、詳細を直ちに御殿に出向き小普請方と相談しようとしたれかかり、屋根が一間ほど抜け落ちてしまった。二月三日、昨日の雪で新御蔵の屋根に大木が倒

施す旨を述べて帰った。の者が訪れ、明日中に「仮繕ひ」(応急処置)を記した手紙を小普請方定小屋に渡した。早速見分

で、書付にして大前孫兵衛(奥右筆組頭・大前房無いが、類似の書物(「似寄之御書物」)があるの二月五日、『古今図書集成』に「算術之部」は問あり(→調査したところ所蔵せず)。

一名天文大成 三十二冊

明)を介して石見守に差し出す。

図書集成之内

暦象之分

乾象典 百冊

庶徴典 百八十八冊 十帙

術数之部

云術典 九十二冊 五帙

芸術典

右之通御座候

仕候処 相見え不申候 以上 図書集成之内暦法典之外算術之部吟味

二月 御書物奉行

付を大前孫兵衛を介して差し出す。 主殿頭入用の『官位系図』を所蔵しない旨の書

官位系図

右御書物吟味仕候処 御蔵に無御座候

以上

二月五日 御書物奉行

を介して差し出す。 水野忠友)・石見守(若年寄・酒井忠休)に元順 二月六日、「新御蔵仮繕ひ願書」を出羽守(老中

ところ、御蔵に目塗りがしてあるため調査が困難 右筆組頭)を介して申し上げる。 で、本日は差し上げられない旨、大前孫兵衛(奥 を差し上るよう指示があり、本日差し上げるべき 二月七日、昨日田沼主殿頭から『寛永諸家系図

談いたし 相成に付 御蔵目塗にて相分り兼候に付 今日得 殊之外御箱等損 御本等入交有之候 昨日被仰渡候寬永系図今日差上可申処 之趣可申上段申談候処 孫兵衛承知被 調兼候間 と冊数等致吟味候間 今日差出遅刻に 其段王殿頭殿えも可申上置旨申聞 今明日得と相調候上又候右 右御蔵目塗有之取調等今日 其段於御殿大前孫兵衛え面

差し出す(主殿頭御用 二月九日、『寛永諸家系図』のうち左の一冊を

△上ル 酒井雅楽頭系図 冊

差出之 右之御書物主殿頭殿え大前孫兵衛を以 (→二月十日下る)

> 守(若年寄・米倉昌晴)に御用部屋長佐を介して 差し出す。左の通り。 右の書物を主殿頭に差し上げた旨の書付を丹後

寛永諸家系図之内

酒井雅楽頭系図 一冊

差上候に付申上候 以上 右御書物 主殿頭殿え大前孫兵衛を以

辰二月九日 御書物奉行

書」を石見守宅に持参する。 二月十六日、「図書集成古帙取払可仕候哉之伺

部河内守に渡す)。 靫負の書物拝借の件(→二月二十四日に書物を岡 二月二十日、石見守より左の書付を到来。吉田

管窺輯要 一名天文大成 三十二冊

図書集成之内

暦象之部

乾象典

庶徴典 歳功典 百八十八冊 百十六冊 六帙 六帙 十帙

術数之部

芸術典

九十二冊

五帙

右之通 測量御用に付拝借仕度奉存候

以上

吉田靫負

一月二十四日、勘定組頭の若林市左衛門より左

がひどくならないうちに早急に修復するようにと の書付到来。御蔵の屋根の修復の件につき、破損 いうもの。

御書物奉行衆え 松本伊豆守

(共に勘定奉行)

赤井越前守

根向之儀は少分之風損又は瓦落等にて 之儀 大破に不及内取繕可致旨 去暮 然と御修復柄も重り相成候 御修復所 雨水相廻り屋根下地損之基に相成 自 或は風雨之節柿吹損等は 差置候ては 惣て修復所之儀 年数相立朽損之儀は 勿論其段小普請御奉行えも相達し置候 被相達候は、 え之御断差上 尤少分之儀は是迄直に も早速取繕 手重に不相成様小普請方 小普請奉行え被仰渡も有之儀に付 屋 格別 其外平生屋根向瓦落 漆喰落 御達し有之候様存候

漏れかかっているのが見つかる。(御長持)を移 動させた由。 させたところ、新御蔵の「御朱印御長持」に雨が 二月二十九日、今朝大雨につき「雨漏見分」を

する。この日の「御書物調」で「御之壱番より」 書役の同心と平の同心各一名が御蔵に来るように 渡す。詰番が御蔵で「御書物調」をするときは、 記載する。寄合で杉村清兵衛・川出定八郎に申し 行うことに。目録に引き合わせて相改め、帳面に 三月十一日、以後、詰番の折に「御書物調」を

二八

つき、左の達があり。
斬りつけ、田沼がその傷が原因で死亡した一件に三月二十四日に殿中で若年寄の田沼山城守意知に三月二十四日に殿中で若年寄の田沼山城守意知に四月十五日、新番衆の旗本佐野善左衛門政言が、

相達可然面々不洩様可被達置候 右之趣 諸御番方且組支配有之向其外

る。 守の書付にあった「新規御預之御書物」を受け取 五月十日、御殿で成嶋忠八と面談。先達て石見

周易玩辞 六冊

東鑑五十一冊

 源平盛衰記
 四十九冊

 中二冊

将軍記 十七冊

酒徳解 一冊

朝鮮筆談 二冊

 字彙
 十四冊

 字彙
 十四冊

 字彙
 十四冊

奥御用で左の書物を差し上げる。

曆朝事蹟図

古今秘註抄 三冊 筥入

清品級考 二冊 帙入

満漢品級考 六冊 帙入

佩文韻府 二百冊 帙入 淵鑑類函 二百冊 帙入

五月十六日、『図書集成』古帙見分のため(勘五月十六日、『図書集成』にして「書物屋」たちに入の「古帙」を「御払」にして「書物屋」たちに入め「古帙」を「御払」にして「書物屋」たちに入め、「古帙」を「御払」にして「書物屋」たちに入め、「古帙」を「御払」にして「書物屋」たちに入め、「古帙」を「御払」にして「書物屋」たちに入れるせたらどうかというもの。

袖に 御書物奉行衆 辻左源次

り入札にても御取被成被仰聞候様致度 儀は無御座候哉 左候は、書物屋共よ 払之積りを以御払に相成候でも差障候 払きで致見分候図書集成帙之儀 御取

五月

ない)由。その旨辻左源次に書付で報告する。ので、値段がつけられない(引き取ることはできう申し渡したところ、湿気がひどく用に立たない所の指示通り「御払」にするので、値を付けるよ屋七兵衛に『古今図書集成』の古帙を見せ、勘定屋七兵衛に『古今図書集成』の古帙を見せ、勘定五月二十六日、御書物師の出雲寺和泉掾と唐本五月二十六日、御書物師の出雲寺和泉掾と唐本

【第百七冊目】 天明四年甲辰(一七八四)七月から十二月まで

月)野尻助四郎(十二月)間宮三郎右衛門(十一月)中村六右衛門(十月)松平加賀右衛門(十一(七月)吉田四郎三郎(八月)間宮三郎右衛門(九

られる。

八月十七日、宮田伝五郎が書物同心を仰せ付け三御蔵とも一箇所ずつ雨漏りが見つかる。
八月六日、三御蔵の雨漏りを調べさせたところ、

願書は左の通り。

元小普請組嶋田弾正組

拝領町屋敷

宮田伝五郎

小石川中富坂町

坪数百四拾三坪余

付候 帳面御張紙可被下候 以上 右加山弥左衛門明跡え御書物同心被仰 辰八月十七日 御書物奉行

天明五年乙巳(一七八五)正月から六月まで (第百八冊)

吉田四郎三郎(六月)間宮三郎右衛門 月)松平加賀右衛門(四月)野尻助四郎(五月) (正月) 中村六右衛門 (二月) 中村六右衛門 (三

馬守(若年寄・安藤信明)に左の届書を差し出す。 十軒店に引っ越しの旨届書あり。 二月二十日、出雲寺文之丞から、本石町三丁目 三月十九日、間宮三郎右衛門息女病死。安藤対

間宮三郎右衛門

病死娘

忌十日 三月十九日より

服三十日 三月十九日より 三月廿八日迄

四月廿八日迄

す。願い通り勝手次第替宅いたすよう申し渡す。 五月十一日、石川源助借地替宅願書今日差し出

小石川三百坂下久保町

坪数三拾坪余 長十郎地之内

願候 以上 内右長十郎地面之内借地 住宅仕度奉 にて地面入用之由申聞候に付 当分之 元通地面借地仕罷在候処 此度元通方 私儀 只今迄築地小田原町弐丁目竹腰

石川源助

五月

る)。文之丞の「伺書」は左の通り。 家業を従弟の文五郎に相続させることが許可され 守から専阿弥を介して渡される(病身の文之丞が に「可為何之通候」旨の附札を付けて、酒井石見 六月二十六日、出雲寺文之丞の「家業相続伺書」

之儀申上候書付 袖に 御書物師出雲寺文之丞家業相続 御書物奉行

御目通平伏罷出候者 年始五節句歳暮御礼

出雲寺文之丞

御切米御扶持方不被

町屋鋪拝領仕罷在候 巳弐拾五歳

母方従弟

文五郎

巳拾八歳

相達候様仕度旨私共迄相願候 右願之 座候 然処文之丞儀実子無御座候に付 中より痰積相煩 御用可相勤躰に無御 通可申渡哉 此段奉伺候 以上 母方従弟文五郎え家業相続為仕 右文之丞儀 常々病身に御座候処去夏

吉田四郎三郎 野尻助四郎

間宮三郎右衛門 松平加賀右衛門 中村六右衛門

六月

に願い出たが、本日、願書を差し出す。 ある前田に改姓したい旨、先達て世話役(同心) 六月二十九日、唐本屋七兵衛から先祖の家名で

天明五年乙巳(一七八五)七月から十二月まで 【第百九冊目】

間宮三郎右衛門(十二月)中村六右衛門 月)野尻助四郎(十月)吉田四郎三郎(十一月) (七月)中村六右衛門(八月)松平加賀右衛門(九

旨、野尻助四郎が喜内と面談のうえ、左の書付を 桜田御殿において最初の御用を仰せ付けられた いので不明。ともあれ七兵衛の先祖が天和年中に めた最初の年月を問われたが、記録が残っていな い合わせがあり、唐本屋七兵衛の先祖が御用を務 七月二十四日、一昨日、目付の神保喜内から問

文昭院様桜田御殿に被為入候節より御 用向相勤 年月御承知被成度由被仰下候に付 唐本屋七兵衛儀御用相勤候初り之 留書等相糺候処 右七兵衛先祖

文昭院様御本丸え被為入候ても其侭御 候儀と奉存候 以上 儀は天和年中桜田御殿にて被仰付 用相勤候者と奉存候 依之最初之

巳七月 御書物奉行

忠香)仰せ渡される。 来通り唐本屋を名乗る様、飛騨守(若年寄・酒井 八月十一日、唐本屋七兵衛の家名願いの件、従

どいので、その旨小普請方に手紙で報せる。 る。先日雨漏り止めの仮修復をしても雨漏りがひ 雨漏りが顕著なほか、新たな雨漏り箇所も見つか りを見分させたところ、前々からの雨漏り箇所で 十月五日、昨夜より大雨につき、両御蔵の雨漏 十月十五日、今日御蔵の窓を目塗り。例年通り

正月廿五日

御書物奉行

午三月

山本庄右衛門

石見守へ御用部屋坊主の昌意を介して書付を差し

御書物蔵三棟之内 当時壱棟御修復御 候様 小普請奉行え被仰渡可被下候以 二棟御蔵例年之通窓目塗仕

御書物奉行

巳十月

天明六年丙午(一七八六)正月から六月まで 【第百十冊目】

月)中村六右衛門(六月)松平加賀右衛門 (正月) 松平加賀右衛門 (二月) 野尻助四郎 吉田四郎三郎 (四月) 間宮三郎右衛門 <u>£</u>.

を差し出す。 正月二十五日、石見守に「御書物師類焼御届」

拝領町屋敷芝富山町 住宅本石町三丁目 御書物師 出雲寺文五郎

申上候 以上 之節 右文五郎居宅類焼仕候 同廿三 去る廿二日 湯島天神黒門内より出火 日 芝西久保神谷町より出火之節 八拝領町屋敷不残類焼仕候 依之御届

届を差し出す。 用屋敷」に同居していたが、類焼につき石見守に 行の野尻助四郎は、悴の長次郎拝借の「雉子橋御 正月二十八日、昨夜、御春屋から出火。書物奉

御中間頭三浦弥五左衛門組 御書物同心 夏目仙太郎地面之内借地

差し出す。山本には三十日の休みが与えられる。 の居宅が類焼した届(「御書物同心類焼御届」)を

二月七日、昨夜の火事で書物同心山本庄右衛門

春日町三拾坪余 拝領町屋敷小石川 山本庄右衛門

昨六日 依之御届申上候 以上 前々之通日数三十日相休候様申渡候 宅類焼仕并右町屋敷不残類焼仕候間 小石川白山辺より出火にて居

二月七日

示する。 が提出され、願の通り申し渡すよう世話役共に指 三月十一日、山本庄右衛門から左の「借地願」

内借地住宅仕度奉願候 右与左衛門拝領町屋敷之内十坪当分之 小石川中富坂町 御金蔵番同心 以 上 永井与左衛門

差出」を石見守に良琢を介して差し出す。左の通 四月三日、例年の通り御蔵「窓目塗土落し候様

袖に 小普請奉行え御断 御書物奉行

小普請奉行え被仰渡可被下候 例年之通窓目塗土落し

を申し渡す(「相慎罷在候様」)ことに。り。十一日に書物奉行で評議の上、金三郎に謹慎り。十一日に書物奉行で評議の上、金三郎に謹慎た由、杉村清兵衛(書物同心世話役)から報告あ「御門印鑑」を落とし紛失した旨届書を差し出し、四月七日、書物同心の勝田金三郎が、当三日、四月七日、書物同心の勝田金三郎が、当三日、

したが、人手不足なので(「此節御人少之儀にも四月十八日、勝田金三郎に先達て謹慎を申し渡し、御殿で目付の牧野織部に印鑑五枚を渡す。ので「印鑑相改、五ヶ所御門印鑑引替候」こととの日十二日、金三郎が「御門印鑑」を紛失した

間奥に留め置く由。

『関東に留め置く由。

『大損之分』)を松平織部正(小納戸頭取・松平乗尹)
は之分』)を松平織部正(小納戸頭取・松平乗尹)
は之分』)を松平織部正(小納戸頭取・松平乗尹)

候間」)、出勤させるよう清兵衛に申し渡す。

ことが告げられる。

「大損」の書物について、織部正が越前守(小杯戸頭取・萩原雅宴)に見せ、「何れ御修復有之た「大損」の書物について、織部正が越前守(小た「大損」の書物について、織部正が越前守(小四月二十六日、成嶋忠八郎から昨日差し出し

却されず)。 ち『乾象図説』一帖は奥御用につき「御留」(返のため差し出した破損書物が残らず下る。右のうのため差し出した破損書物が残らず下る。右のう五月七日、松平織部正と面談。二十五日に見分

の通り小普請入り。 五月二十五日、福島八右衛門病気につき、願い

る。あわせて「御修復之積り書」(修復費用の見物の修復の件につき、修復を行うよう仰せ渡され六月二十二日、石見守から先達て伺を出した書

軽に(費用が掛からぬよう)行うようにとある。「被仰渡候覚書」は左の通り。修復はなるべく手積もり書)を一両日中に差し上げるよう指示あり。

可成丈御手軽に御入用吟味詰相伺可申大損中損之分共不残御修復之積り取斗

介して差し上げる。御長持」の風干の何書を奥右筆組頭大前孫兵衛を御長持」の風干の何書を奥右筆組頭大前孫兵衛を六月二十五日、「御条目御法令」「御朱印写入候

御朱印写入御長持御風干伺書付

宝暦

御朱印写入御長持 七棹

風干日限之儀奉伺候 以上 (=天明三年) 於御数寄屋御風干御座 度宛御風干可仕旨 小出信濃守殿被仰 度宛御風干可仕旨 小出信濃守殿被仰 度死御風干可仕旨 小出信濃守殿被仰

袖に 御条目御法令御風干伺書付

御書物奉行

御条目御法令 一箱

議奉伺候 以上 (基本同候 以上 (基本の) 以上 (本の) が御数寄屋御風干御座候 当年御 (本の) が御数寄屋御風干御座候 当年の (本の) が御数寄屋御風干御座候 当年の (本の) が御数寄屋御風干御座候 当年の (本の) が御数寄屋御風干御座候 当年の (本の) が御数寄屋の (本の) がのりの (本の) がの (本の)

御書物奉行

六月

【第百十一冊目】 天明六年丙午(一七八六)七月から十二月まで

野尻助四郎(十一月)荻生小三郎(十二月)松平加賀右衛門(十一月)荻生小三郎(十二月)中村六右衛門(閏十月)(七月)野尻助四郎(八月)間宮三郎右衛門(九

役御免を願う。 七月朔日、吉田四郎三郎、老衰と病気のため御

美か)を下される。 免となり小普請入り。金二枚の御褒美(老衰御褒允となり小普請入り。金二枚の御褒美(老衰御褒七月十二日、吉田四郎三郎、願いの通り御役御

で大きな被害が出る。 至る所で浸水。小石川・下谷・浅草・本所・深川 工月十二日から数日続いた大雨で、江戸市中は

に文碩を介して差し出す。左の通り。浸水)。その旨の届を備後守(若年寄・太田資愛)水のため、十六日より「住宅床上迄水揚」(床上七月十九日、杉村清兵衛の居宅がここ数日の出

ごに 水休御届書 御書物奉行

根津元御屋敷之内 拝領屋敷住宅 御書物同心世話役 杉村清兵衛

り居宅床上迄水揚ヶ申候に付 先格之 右拝領屋敷近辺出水仕 去る十六日よ 休之儀申渡候 依之御届申上候

七月十九日 御書物奉行

村六右衛門の「水休」伺に対して先格通り(許可) の付札が付される。 七月二十一日、十六日の出水で床上浸水した中

出水に付休之儀奉伺候書付

御書物奉行

御書物奉行

中村六右衛門

え弐尺余水揚申候 依之休之儀奉伺候 去る十六日 本所辺出水に付居宅床上

野尻助四郎

七月廿一日

間宮三郎右衛門 松平加賀右衛門

可為先格之通候

尻助四郎が尋ねたところ、勘定組頭の藤本甚助が できる拝借金の融資制度)について、勘定所で野 八月四日、「水拝借」(水難に遭った幕臣が申請

> 手形の案文を示し、早急にこの通りの手形を作成 た。手形の案文は左の通りである。 し、印を押して勘定所に提出するようにと回答し

御切米か当暮物成か之内を以 返納可 為拝借金請取申候 返納之儀は 当冬 右は居宅何所にて床上迄水附候に付 金何程 請取申拝借金之事 高何程 何役何之誰組 何役何人

伊東太次右衛門殿 谷田又四郎殿

鈴木弥市郎殿

諏訪市郎左衛門殿

(四人とも金奉行

書物の書写等について(とりわけ出雲寺以外の職 を差し出すよう、勘定組頭の若林市左衛門から指 示があり、左の書付を市左衛門に渡す。 人に見積もりを申し付けない理由について)文書 八月八日 虫損の書物の修復仕様伺や損傷した

御書物蔵御書物御修復之儀は 渡候様難申上御座候 依之御修復 之職人え御修復仕様積り等も被仰 他見等一切難相成候御品故 復も数年相勤候 右御書物之義は 年より御書物師出雲寺文五郎代々 年々御風干中御書物御修 外々

> 御書物書写御用之儀は前々より御 は、伺之上御下知次第可仕候 之儀申上候御書物御見分被成 其上私共校合読調等仕候 書物同心之内にて書写御用相勤 右之振合を以奉伺候義に御座候 午八月 御書物奉行

右衛門方から中村六右衛門および清兵衛方に送付 藤本甚助から(間宮)三郎右衛門宅に送付。三郎 印が済み、去る七日、勘定組頭の若林市左衛門と 八月十日、「水附拝借金請取手形」の勘定所裏

天明六午年八月

何之誰印

御金蔵で拝借金を受け取る。 左衛門方で手形の突き合わせを済ませ、今十日 金を受け取る。清兵衛は昨九日、金奉行諏訪市郎 手形の突き合わせを済ませ、翌八日御金蔵で拝借 中村は去る七日に金奉行諏訪市郎左衛門方にで

八月十七日 成嶋忠八来訪。左の書物を閲覧。

古今原始 二冊

図書集成之内

蹴鞠部 一 帙

三朝実録 一帙

八月二十日 御条目・御法令 一箱

御朱印写入御長持 七棹

右両御品五つ半時為持罷出 (→御風干)

八月二十四日、荻生小三郎が書物奉行拝命。

屋敷四ッ谷大判町

候様 明日詰番加賀右衛門へ申遣候番御老中若年寄衆不残 明朝被相廻り小三郎同役被仰付候に付 為御礼御用

わせあり。 九月五日、成嶋忠八郎から以下のような問い合

庶物類纂図翼添書 一冊 **艸木別録** 二十五冊 **庶物類纂図翼** 二十五冊

(→翌六日、『庶物類纂図翼』とは別に無之義明日詰番之者 豊後守え申上候無之義明日詰番之者 豊後守え申上候

九月八日、将軍家治没。

旨回答)

"庶物類纂" 四百三十冊が御蔵にある

蔵に無い旨回答する。
に所蔵されているかというもの。右の記録等は御内容は、宝永正徳の代替わりの節の記録等が御蔵筆吉松治左衛門・荻原金十郎から問い合わせあり。

き松平加賀右衛門と荻生小三郎が御殿に参上した九月二十日、「御書物下り」(書物の返却)につ

義)の書付を添えて渡される。 新部屋において平塚伊賀守(小納戸頭取・平塚為『庶物類纂(図翼)』二十八冊をお下げになる旨。 ところ、先達て差し上げた「例月伺御書物」の内

覚

○庶物類纂
二十八冊

一筥に入

○南巡盛典

四十八冊

蔵え納申候 以上右弐通り御書物奉行え相渡 表御書物

午九月 平塚伊賀守

毛惣三郎を介して仰せ渡される。修復すべき旨、出羽守(老中・水野忠友)より丸僧十月二十四日、書物修復伺いの儀、伺い通り

表御右筆組頭から『西丸御右筆所日記』簞笥等を御蔵に置きたいが置き場がない旨回答。十一月二十七日、上様(=家斉)西丸逗留を止わせあり。まったく置き場があるかどうか問い合め御本丸に還御。

目付小出兵庫に書付を遣わす。今日から「同役詰番書」を差し出さない旨、西丸今日から「同役詰番書」を差し出さない旨、西丸十一月二十八日、上様が西丸逗留を止めたので、

ついて。

一十二月十一日、出雲寺和泉文五郎と手代が参上。
十二月十一日、出雲寺和泉文五郎と手代が参上。
一の書物の取り扱いや火事や地震の際の処置などに
「御書物御修復物宅下ヶ之義」(修復する書物を御

覚

随分大切に取扱 御修復可致事 此度御書物御修復御用被仰付候に付

人込之中かさつ無之様可申付事 出火等之節 御長持持退候者

等之節 自身立合念入候様可相心得候右之趣急度相守 御細工物日々出し入

出)定八郎に申し付ける旨を申し渡す。あわせて、虫損の激しい左の書物の書写を(川

虫附損御書物

源平闘諍録 五冊 **長秋詠藻** 一冊

今日同役列座之上 助四郎申渡候右御書物書写之義 定八郎相認候様に

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

する。 山花紙が不良なので、これは明日受け取ることと 用の筆墨紙朱墨等を御納戸で受け取る。右のうち 用の筆墨紙朱墨等を御納戸で受け取る。右のうち

十二月十五日、奥右筆の吉松次左衛門から、先年奥右筆方が(書物方)に預けた長持の中に正徳年奥右筆方が(書物方)に預けた長持の中に正徳り(「先年奥御右筆方御預け御長持之内に 正徳り(「先年奥御右筆方御預け御長持之内に 正徳二年御転任之儀有之御書物有之候哉御尋之由」)。周防守・石見守の御用なので、調査の結果を一両目中に申し上げよとのこと。しかし長持の錠前が目中に申し上げよとのこと。しかし長持の錠前が目中に申し上げよとのこと。しかし長持の錠前が目中に申し上げよとのこと。しかし長持の錠前が高ができな次左衛門に通知するよう、荻生小三郎方付で吉松次左衛門に通知するよう、荻生小三郎方に告げる。

吉松治左衛門に左の書付を差し出す。 十二月十六日、御用部屋坊主の宗哲を介して、

宝永三戌年御預り

奥御右筆部屋長持 三棹

宝永六丑年御預り

一 奥御右筆方長持

右同断

奥御右筆部屋長持 三棹

延享四卯年七月御預り

一 奥御右筆部屋長持 四棹

侭にて 鍵は此方に無御座候 以上各様御蔵え御越御開き被成候節錠前之右側長持都合拾壱棹 天明元丑年四月

十二月

御書物奉行

【第百十二冊目】

野尻助四郎(六月)間宮三郎右衛門月)松平加賀右衛門(四月)荻生小三郎(五月)(正月)間宮三郎右衛門(二月)中村六右衛門(三

正月二十六日、「(宝暦十辰年) 万石以上御朱印取る)。

正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、奥右筆の肥田十郎兵衛から問い正月二十九日、東右筆の肥田十郎兵衛から問いました。

野尻助四郎

間宮三郎右衛門

松平加賀右衛門中村六右衛門

荻生小三郎

御代替誓詞被致候様可相達旨 松平明晦日 鳥居丹波守殿於宅

着服之儀は服紗小袖・麻上下着用可周防守殿・酒井石見守殿被仰渡候

被致候着服之像は服紗小袖・麻上下着用可

波守殿宅迄可被相達候
以上

達候
当朝御断に候は大隅守方も丹
勿論出席牧野大隅守えも其趣可被相
根
来候は丹波守殿え以使者可被相届候

(大目付)大屋遠江守正月廿九日 (目付)山川下総守

御書物奉行中

物奉行五名が御代替誓詞)(→予定変更で、二月十日に松平周防守方で書

は「御書物」が心配である旨を申し上げる。す要望書を差し出す。雨漏りが頻繁でこのままで二月十一日、御蔵(御書物蔵)三棟の修復を促

仕度候 以上に御評議被下 早々御修復致出来候様に御評議被下 早々御修復致出来候様皆申聞候 何卒早速御修復取掛り候様

弐人之明跡え申渡候」)旨。に小普請組)を書物同心に任ずる(「御書物同心に小普請組)を書物同心に任ずる(「御書物同心ら栄阿弥を介して、片山惣兵衛・内田岩五郎(共二月二十五日、玄蕃頭(若年寄・松平忠福)か

御書物御修復之義(不残出来致候」)。(三月十一日、虫損書物の修復が完了(「虫附損)

側衆の横田準松か)に差し出す。左の通り。後守殿」(老中の水野忠友・若年寄の酒井忠休・候書付」)を十四日に「出羽守殿・石見守殿・筑くの旨の書付(「御書物御修復出来仕候儀申上

候 以上 御修復 不残出来仕候に付 御届申上去午閏十月中伺相済候御書物五拾五帖

した旨の畐。 た「御紋付高提灯」を(修復が済んだので)返納た「御紋付高提灯」を(修復が済んだので)返納し出す。書物修復の際に出雲寺文五郎に拝借させ三月十七日、石見守に春宅を介して左の届を差

申上候 以上 中上候 以上 中上候 以上 御書物御修復有之候に付 毎届 今日御挑灯奉行え返納仕候に付 御届 今日御挑灯奉行え返納仕候に付 法午十二月

二月二十六日、当番目付中から触書三通到来。

壱通は 関東筋伊豆国川々御普請被仰公方様と可奉称事 上様御事将軍宣下御当日より

礼御支配々え可罷越事付候に付 右領知之分は為御を通は 関東筋伊豆国川々御普請被仰

廻相越候も有之候間 以来御越候義日々或は朝夕両度為見 近来御簾本之面々登城前等相

書付之趣可相心得義也

述あり。 出雲寺文五郎に代金を支払った件につき、左の記出雲寺文五郎に代金を支払った件につき、左の記四月十一日、書物修復を請け負った(御書物師)

代金文五郎え相渡(下略) 出雲寺文五郎役所え呼出置候に付 則出雲寺文五郎役所え呼出置候に付 則而三分と壱匁六分 今日於御納戸拙者を書物御折本五拾五帖御修復代金拾四

五十二両とあり、米価が高騰している様がわかる。表される。左の通り。百俵(三十五石)の値がの米金換算率=公定米価と米金の支給割合)が発四月晦日、御張紙直段(幕臣に支給される蔵米

五月二十三日、江戸の、打ちこわし、に関して「一

両日町並騒々鋪有之候に付(下略)」の記述あり。 六月三日、目付の井上助之進から、丹波守(老すので、明四日、平川櫓で書物奉行が立ち会うよすので、明四日、平川櫓で書物奉行が立ち会うよう指示あり。刻限は早朝五つ(午前八時頃)の由。 六月四日、松平加賀右衛門と荻生小三郎が徒目付の案内で平川櫓に行き、先手組与力が櫓の錠前を開けたのち、中に入って長持二棹を出し、中之を開けたのち、中に入って長持二棹を出し、中之の案右筆組頭の前田左兵衛に渡す。

り小普請入りを仰せ付けられる。 六月十一日、勝田金三郎が病気のため願いの通

【第百十三冊目】 天明七年丁未(一七八七)七月から十二月まで

間宮三郎右衛門(十二月)中村六右衛門(九月)荻生小三郎(十月)野尻助四郎(十一月)(七月)中村六右衛門(八月)松平加賀右衛門

右衛門宅)舟岸茂兵衛ほか来訪する。 戴につき、翌十九日、御礼のため拙宅(=中村六戴につき、翌十九日、街礼のため拙宅(=中村六

人に対する拝借米願いの文面は左の通り。相成らざる旨仰せ渡される。六月に差し出した同相書物師の出雲寺文五郎については、拝借米が

一部に 出雲寺文五郎拝借米之儀申上候書付

御書物師

出雲寺文五郎

揚心流

浪人

石文五郎儀先祖泉

厳有院様御代専御用相勤 当時文五郎打 度々相願申候に付 此段於私共偏奉願 可罷成義御座候は、拝借米被仰付被 文五郎儀御扶持方等も頂戴不仕 殊近 間相成間鋪旨申渡候之処 再三相願申 底にて殊外難義仕候間 下候様仕度奉存候 来御書物御用少にて甚困窮仕候に付 相願申候へ共 御時節柄之義に御座候 続御用相達申候 此節世上一統米穀払 以上 勿論此度町家一同に御救被下置候 少々成共拝借米被仰付被下置候樣 文五郎義私共迄 何卒御慈悲を

未六月 野尻助四郎

間宮三郎右衛門 中村六右衛門

松平加賀右衛門 荻生小三郎

を書き出すよう申し渡す。 書物方に免許目録等を済ませた者があれば、これ 九月八日、此度「武術御吟味」が行われるので、

棹」を表右筆組頭の前田左兵衛から受け取り、平 川口渡り櫓に収める。 八月二十一日、御用が済んだ「御朱印御長持二

寛文四年

御朱印写入御長持 卢棹 棒共

貞享二年

御朱印写入御長持

上候 以上 前田左兵衛え差出候処 御用相済候に 前々平川口渡り御櫓え相納候 依之申 上助之進立合 前田左兵衛より受取候 右先達て丹波守殿被仰渡表御右筆組頭 右御長持二棹 御鎰共に御目付井

八月廿一日

のを受けて、左の通り同人(池田修理)に差し出す。 武芸免許目録の書付を差し出すよう指示があった 九月九日、先達て目付の池田修理から、同役中

馬術

神道流

人御番牧野伊予守組

三浦数馬死門弟

御書物奉行

松平加賀右衛門

御書物奉行

間宮三郎右衛門

日置流道雪派

小普請組

元中坊金蔵

筆の近藤吉左衛門から指示あり。

当時明支配

荒川長之助門弟

弓術

免許

津山清六門弟

馬術

卢棹 棒共

柔術

財津与右衛門門弟

御書物奉行

加賀右衛門共指南は不仕候 以上 右芸術 (間宮)三郎右衛門(松平) 未九月 御書物奉行

用で、明日「御法令御箱」を差し出すよう、奥右 九月二十一日、備後守(若年寄・太田資愛)御

候 (下略) 今御箱 御蔵より出し 御長持に入置 御右筆近藤吉左衛門を以 明廿二日 申聞候は 備後守殿御用に付時計之間 由申聞候 御法令御箱差上候様 相廻り可申旨に付 則相廻り候所 奥 御殿に罷出居候所 御目付岡戸平次郎 則御役所え罷帰り 右御法 御同人被仰渡候

)。 諸法度)を読み聞かせる。二十二日に左の記事あ 頭信敬が「条目」(「御法令御条目」すなわち武家 明信敬が「条目」(「御法令御条目」すなわち武家 に伴い、二十一日に諸大名(万石以上)、二十二 九月二十二日、家斉の十一代将軍就任(四月)

退出いたし候 と 御法令林大学頭読之 退刻相済各後 御法令林大学頭読之 退刻相済各 住候 大広間に相詰 御目見仕 入御 生)小三郎・拙者(野尻助四郎)致出生)小三郎・拙者(野尻助四郎)致出生)小三郎・拙者(野尻助四郎)(郡宮)

蔵え相納候 御鎰は右号へ入置候御入添御箱之張紙相改り 御鎰包備後御入添御箱之張紙相改り 御鎰包備後の大添御箱之張紙相改り 御鎰包備後の大添御箱之張紙相改り 御鎰包備後

所に苦情を述べた顛末が左のように記されてる。というトラブルが発生した。督促の末ようやくいというトラブルが発生した。督促の末ようやくて、運搬人として来るはずの「黒鍬持人」が来な家諸法度)の長持を御蔵に戻そうとする段になっ家諸法度)の長持を御蔵に戻そうとする段になって、運搬人として来るはずの「黒鍬持人」が済み、「御法令」(武

持人相廻り不申候に付 御箱御長持よ四半時頃 御法令之御式相済候得共 人六半時に罷出候様前日断差出候処

信〉御用の由) 十二日忠七郎に差し出す。越中守〈老中・松平定日四時頃(午前十時頃)御城に差し出すべき旨。(翌日四時頃(午前十時頃)御城に差し出すべき旨。(翌日四時頃(午前十日、長坂忠七郎より来書。左を明十二

駿府政事録 五冊

大猷院様

治世略記 二冊

拝覧する。 十月二十一日、成嶋忠八郎が来て、左の書物を

め拝借の書物を(小納戸頭取)平塚伊賀守に渡す。十一月十六日、天文方吉田靫負が測量御用のた

일書編 六十四冊八帙/簞笥入

日飛驒守(若年寄・酒井忠香)仰せ渡す。につき小普請入り願いの通り仰せ付けらる旨、昨十一月二十一日、書物同心の内田岩五郎、病気

【第百十四冊目】

月)野尻助四郎(四月)間宮三郎右衛門(五月)(正月)松平加賀右衛門(二月)荻生小三郎(三

中村六右衛門(六月)松平加賀右衛門

(→六月十一日に仮抱入り。十俵一人扶持)。願書」を目付の伊藤河内守に差し出す。左の通り願書」を目付の伊藤河内守に差し出す。左の通り正月二十五日、野崎十蔵悴幸次郎の「仮御抱入

御書物同心

十蔵惣領

野崎幸次郎

仮御抱入奉願候者 御書物同心壱人之明跡え 申に拾七

動相応之者に御座候(下略) 出精仕相勤候者に御座候 悴幸次郎義 出精仕相勤候者に御座候 悴幸次郎義

た松平越中守定信が、「補佐」を拝命した旨。 三月五日、前年(天明七年六月)に老中になっ

御座之間

松平越中守殿

同役中不残出抜を以相触候御脇指包永代金七拾枚拝領之 右に付免并御懇之上意有之 御手自御差料之右に四日 御補佐之儀被仰付 月番御

二十八日、(小納戸頭取)森川甲斐守に左の書物急に差し上げるよう成嶋専蔵から指示あり。翌三月二十七日、奥御用につき大文字の四書を早

を渡す。

四書白文(姜立綱筆) 八冊

(→四月九日下る)

四書集註 十冊 帙

四書集註 十冊(→四月十日「御用に付御留」)

(→四月九日下る)

四月九日、三月二十八日に差し上げた三部のう四月九日、三月二十八日に差し上げる。『四書集註』(帙入り)のみ御用。他の二部はち、『四書集註』(帙入り)のみ御用。他の二部はち、『四書集註』(帙入り)のみ御用。他の二部はち、『四書集註』(帙入り)のみ御用。他の二部はち、『四書集註』(帙入り)のみ御用。他の二部はち、『四書集註』(帙入り)のみ御用。他の二部はち、『四月九日、三月二十八日に差し上げた三部のう

い旨回答。 る書物)を所蔵するか問い合わせあり。所蔵しなり『経邦典例』という書物(あるいはそれに類すり『経邦典例』という書物(あるいはそれに類す

五月十九日、備中守の御用で目付の牧野織部と の辞えとしてもうを、越中守(老中・松平定信)の控えとしてもうを、越中守(老中・松平定信)の控えとしてもうを、越中守(老中・松平定信)の控えとしてもう

△本草新編

しばらくの間「御留置」の由

六月十二日、左の書物を森川甲斐守に差し出す。

六冊 帙入

(→十月十三日下る)

六月十五日、先達て目付の伊藤河内守から「場

二十二日に小普請入り願いが認められる)。
助が「定人明き」の旨回答(→石川源助は六月同心定人数拾六人」のうち、片山惣兵衛と石川源所高人数」の問い合わせあり。この日、「御書物

【第百十五冊目】

松平加賀右衛門(十二月)荻生小三郎間宮三郎右衛門(十月)中村六右衛門(十月)(七月)荻生小三郎(八月)野尻助四郎(九月)

げる。八月朔日、『四書集註』『三河風土記』を差し上

三河後風土記 四拾五冊之內拾二之卷三河後風土記 四拾五冊之內序文一冊

一冊

(→計十八冊 八月三日下る)

八月六日、目付の伊藤河内守より来書。書物同

心定人数(定員)十六人の内、当時明き跡の儀問 い合わせあり。左の通り回答する。

御定人数

御書物同心

拾六人

は、 其節御達可申上候 え御入人願差上候 猶増減等有之候 壱人御座候 尤当七月十一日対馬守殿 右御書物同心拾六人之内 当時明き跡

翌十三日、届書を兵部少輔方の用人に差出す。左 はその案文。 八月十二日、(松平)加賀右衛門妾腹男子出生。

産穢御断申上候書付 御書物奉行

御書物奉行

松平加賀右衛門

産穢 八月十二日より 八月十八日迄

穢御断申上候 以上 右昨十二日妾腹男子出生仕候に付 産

八月十三日 (書物奉行四名連名)

り問い合わせの旨、(奥右筆)曽根半左衛門から 書付を渡され、「下ヶ札」で即刻回答する。 八月二十七日、対馬守(若年寄・安藤信明)よ

承合

哉 拾八俵弐人扶持より以下之者も有之候

御書物同心場所高無御座候 三 迄に御座候 以上 拾俵弐人扶持より拾俵壱人扶持

以上

御書物奉行

享保二十卯年より詰番相勤候様被仰渡

右享保年中 同役詰番と申義無御座候

御書物奉行六人にて相勤候

享保十七子年五月より同年十一月迄

御書物奉行四人にて相勤候

五人にて相勤
其後増減之義無御座候

荻生小三郎

人」(書物同心の後任者)の書付を渡される。 九月十四日、対馬守より丹阿弥を介して「御入

小普請組勝田安芸守組

小島三郎右衛門

小普請組支配可被談候 右御書物同心一人之明跡え申渡候 尤

ないので、精査して明日回答致す旨挨拶する。 は左の通り。 筆組頭)から問い合わせがあった件(書物奉行の か問い合わせあり。日記等を調べてもよく分から 人数について)答書を中沢喜右衛門に渡す。案紙 人で務めているのか、四人で務めることもあるの この日、右筆の吉松次左衛門から書物奉行は六 九月十六日、加賀右衛門に吉松治左衛門(奥右

御書物奉行

享保二酉七月より同八卯年十一月迄

ては、 九月二十五日、田畑権次郎の拝借米は房之助が 九月十六日に左の伺書を備中守に提出して 権七郎の拝借米は棄捐の旨。この件につい

中守殿え長隆を以 差出之 (下略) 未年拝借米上納棄捐相成候哉伺書 備 田畑房之助祖父権次郎·同父権七郎去

袖に 奉伺候書付 御書物奉行

兀御書物同心

高三拾俵 天明七未年拝借米 弐人半扶持 田畑権次郎

米合五斗弐升五合

孫房之助義同高にて跡抱被仰付候間 に付 去十二月 願之通御暇被下置嫡 当冬上納為仕申候 右権次郎義御書物同心相勤候処 病気 右権次郎拝借房之助御切米高之内を以

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

田畑権次郎悴

高拾俵 元御書物同心仮御抱入之者

壱人扶持

米合壱斗七升五合

「 はけ ま未十一月 願之通御暇被下置 に付 去未十一月 願之通御暇被下置 に付 まま十一月 願之通御暇被下置

御書物奉行

申九月

不備がないか見廻るという内容。同仙蔵が御蔵内で調査する際は、同時に御蔵内にを吉松次左衛門が口上で申し渡す。成嶋忠八郎・十月六日、大膳亮(若年寄・青山幸完)の仰せ

> 諸家系図』を差し上げる。 十月八日、奥御用で成嶋忠八郎を以て、『寛永

寛永諸家系図 百八十七冊 十筥

冊共に 棒共 総目録一

御留となる。十月十三日、『寛永系図』『諸家書付』共に奥に未川甲斐守から(成嶋)忠八郎を介して指示あり。『諸家書付』を残らず明九日に差し上げるよう

寛永系図

全部

諸家書付共

右奥え御留めに相成候事

荊姶。 十月十六日、明十七日より「御書物部分調」を

嶋)忠八郎に渡す。書物」は御蔵に所蔵していない旨書付にして(成書物」は御蔵に所蔵していない旨書付にして(成十一月十七日、御家(徳川家)の「御陣立之御

御備御陣立等之絵図并御書物相調候所

御書物蔵には無御座候 以上

十一月 御書物奉行

さる。 復の儀、伺の通り修復然るべき旨、遠江守仰せ渡 十二月十四日、先達て伺を差し出した国絵図修

十二月十七日、奥右筆組頭の吉松治左衛門に左

達候間 得其意可被申談候事

の書付を差し出す。

奥御右筆部屋書物長持 三棹 溜塗

右は宝永三戌年四月御預 享保廿一

御蔵え相納候 年八月御用に付差出御用相済 又々

奥御右筆部屋長持 三棹 溜塗

但 内二棹朱御紋付

奥御右筆方長持 壱棹 溜

朱漆にて元方十四番とあり

右四棹 宝永六丑年十一月御預

十二月 出入 出入 一十二月

十二月二十七日、奥六尺の宇田川専助が書物同

心の明き跡に。

目付の中川勘三郎に差し出す。 城内で杖を用いたい旨の書付を中村六右衛門から十二月二十八日、間宮三郎右衛門が足痛のため

表右筆組頭の佐野郷蔵に差し出す。

十二月二十九日、宇田川専助の「御証文願」を、

御蔵御証文奉願候書付 御書物奉行

元奥六尺

宇田川専助

壱人半扶持

内 御足高三俵 御足扶持半扶持

心被仰付候に付 御切米御扶持方之御 右専助義 当申十二月廿六日御書物同

証文奉願候 以上 申十二月

御書物奉行

書物同心北島三郎兵衛の「芸術書付」を提出。

御書物同心芸術申上候書付 御書物奉行

御書物同心

北島三郎兵衛

御当地浪人

高田又兵衛派 宝蔵院流 吉田六右衛門門弟

請申候 右目録相請罷在候処 当申三月免許相

一刀流 右同人門弟

元祖小野次郎右衛門派

門門弟罷成 右目録相請罷在候 六右衛門義当申八 月病死仕候に付 今以出精仕候 以上 同人兄吉田弥五右衛

申十二月

御書物奉行

天明九年己酉(一七八九)正月から閏六月まで

【第百十六冊目】《正月二十五日改元→寛政元年)

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

間宮二郎右衛門 月)荻生小三郎(六月)野尻助四郎(閏六月) 月)中村六右衛門(四月)松平加賀右衛門(五 (正月) 野尻助四郎 (二月) 間宮三郎右衛門 (三

又八郎(奥右筆組頭)から指示あり。翌八日、左 き、国絵図の数(箱共)等を書き出すよう、佐藤 号改元を仰せ渡される。寛政と改元。 の書付を佐藤又八郎に渡す。 二月七日、越中守(老中・松平定信)御用につ 二月三日、惣出仕 (松平加賀右衛門出仕)。年

御国絵図 御長持十五棹

内 御絵図八拾四枚

箱 八拾四箱入

右之通御座候 以上

御書物奉行

と西郷貞綱か)に差し出す。 し出した旨を、遠江守・若狭守(側衆の加納久周 二月十八日、昨日、奥御用で『本草新編』を差

(→二月二十六日下る)

△本草新編 六冊 帙入

右奥御用に付 森川甲斐守を以 相廻

し候に付申上候 以上

ŋ_。 方執務室)の掃除についても同様とする。左の通 者が三蔵とも晦日に行うこととする。役所(書物 二月二十五日、以後、御蔵の掃除は組中月番の

> 渡候様 尤御役所も右心得にて掃除致 右三御蔵共掃除致し 次之月番へ可相 以来御蔵掃除之義 組中月番之者晦日 し候様申聞候

に渡す。 取高調書付下書」一通を、御殿で目付の神保喜内 に差し出す。先達て目付から達があった「諸品請 二月晦日、「例月伺書」を清嘉を介して遠江守

筆日記』を明日両人にて見に来る由。 う右筆の神谷三左衛門より指示あり。また『御右 三月三日、明日、城絵図を残らず差し上げるよ

下る)。ただし左の六枚は損傷があるため差し出 枚)を長持二棹に入れて差し出す(→三月十日、 三月四日、越中守御用につき「城絵図」(六十一

越後

高田城 弐枚之内壱枚

丹後

宮津城

田辺城

豊後

日出城

下総

佐倉城

陸奥

南部城

右六枚は大損中損に付残し申候 右之

通に御座候

書付を作成する。 書付を作成する。 書付を作成する。 書付を作成する。 書付を作成する。 書付を作成する。 書付を作成する。 書付を作成する。 書の神保喜内と面談。 部の一次 の節、御書物蔵は書物方以外の者が立ち会って開 のにて御蔵ひらき申候」) 書面で回答したところ、 出者共手 でいる音(「古来より御書物 では、 は書物蔵は書物方以外の者が立ち会って開 のい。 のにて御蔵ひらき申候」) 書面で回答したところ、 は書物で目付の神保喜内と面談。 御用と節 のにての音を書付にして差し出すよう指示あり。 をの音を書付にして差し出すよう指示あり。 をの音を作成する。

開申候 以上 の外立合無御座 私共手切りにて御蔵り外立合無御座 私共手切りにて御蔵御書物蔵御用之節 御蔵開候砌古来よ

歴について。 内容は御蔵で預かっている『表右筆方日記』の来 三月九日、表右筆の吉田源蔵に左の書付を渡す。

表御右筆方日記簞笥九箱 右初て御預 之年月不相知 以前より御蔵に有之 主永元申年九月 右之簞笥差出可申旨 本多伯耆守被申渡差出候処 同月廿六 日 表御右筆組頭蜷川彦左衛門・大橋 佐兵衛・飯高七左衛門より内河伝次郎・ 佐兵衛・飯高七左衛門より側蔵に有之

三月十日、城絵図の返納について左の記述あり。

先達て差上置候城絵図二棹 吉田源蔵

右衛門)見分致し 元番へ相納候一通米沢に付帳一冊共拙者(=中村六納 尤大文庫入有之候志摩に付候添書差添罷越候に付 突合為致 元番へ相

源蔵へ加賀右衛門立合 右同人へ相渡御右筆部屋城普請絵図長持壱棹 吉田

戻

前守殿に宗碩を介して差し出す。 四月三日、「御蔵目塗土落差出」を扣共両通備

酉四月 御書物蔵窓目塗 例年之通土落し候様御書物蔵窓目塗 例年之通土落し候様

り問い合わせあり。左の書付を以て回答する。南の者がいるかどうか、目付の坂部十郎左衛門よ兩月二十三日、書物奉行・同心のうち諸武術指

御書物奉行

四月

付并品分け帳面」を作成(→五月六日に「国絵図うものだった。これを受けて、「御修復申上候書国絵図御修復之儀」を「表」にも申し上げよとい四郎に来書。内容は、先達で「奥」に申し上げた「御四郎に来書。内容は、先達で「奥」に申し上げた「御四郎に来書。内容は、先達で「奥」に申し上げた「御田の野に乗書。内容は、大きでは、「世界」が、「神界」が、「世界」が、「世界」が、「世界」が、「中学」が、「世界」が、「世界」が、「伊藤」が、「

出す)。 御修復之義伺書并帳面」とも、備前守の用人に差

を差し出す。 五月六日、「御国絵図御修復之儀申上候書付_

仰渡奉畏候書面之御修復御入用積仕申上候様被

五月七日 間宮三郎右衛門

せ候上 猶又申上候様可仕候 (下略) 御修復も可被仰付候は、 先格之通御 御座候に付 場所にて 段々湿含損強罷成候間 御書物蔵御国絵図年久敷罷成 詰候て 損し軽重応し御修復御入用積 書物師出雲寺文五郎に申付 得と吟味 子年御修復之節相残候分損申候に付 達て諸向御倹約一統被仰出候御年限も 修復御繕ひ等為仕可然奉存候得共 修復無御座差置候 然処御蔵湿地之御 格別入用相懸り不申様 少損之分は御 九子年奉何御修復御座候得共 其節も 候尤享保年中御修復御座候以後 安永 酉五月 其侭差置申候は御用立兼可申奉存 別て湿入等にて年々損し相 相扣罷在候得共 安永九 御書物奉行

は左の通り。 除き森川甲斐守に「惣目録」を渡す。「上け目録」 録并初巻」を差し上げる。吉田靫負拝借の初巻を 五月十二日、奥御用で、『図書集成』の「惣目

図書集成 惣目録 三十冊 二帙 御書物奉行

右之通差上申候 以上

五月十二日

中村六右衛門

図書集成 十六冊 一帙 御書物奉行

右之通差上申候 以上 坤輿典

(→どちらも閏六月十九日に下り) 五月十二日 中村六右衛門

分を行う。 六月十日、新御蔵の修繕が終わり左の人々が見

小普請奉行 高井大隅守

御目付 小普請方 曲淵勝次郎 杉浦文左衛門

同 改役 御徒目付 牛尾清太夫 神谷又助

真庭亀八

御小人目付 室田富三郎

同使 花井恒三郎 小磯清一郎

宮三郎右衛門)組之者立合見分相済候 右之通立合見分相済候 尤拙者(=間

のため参上。 六月十三日、 出雲寺文五郎が国絵図修復の見積

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

られる。提出した見積の書付(「御国絵図并城絵 図御修復御入用積申上候書付」)に左の「承り付 絵図修復が提出した見積通り承認された旨を伝え 六月二十九日、奥右筆の近藤吉左衛門から、国

通御修復被仰渡奉畏候 九百拾六匁弐分之御入用を以書面伺之

六月廿九日

松平加賀右衛門

蔵に収納されたか下問あり。左のように回答。 閏六月二日、(遠江守から)国絵図がいつ頃御

年(=元禄十六年)迄相納り候旨書付 御国絵図之儀は何年以前相納候哉御尋 相認め差出申候 に付 相調候処 元禄十二卯年より未

図書集成)二十四箱を移し替える。 閏六月五日、西御蔵から新御蔵に集成(=古今

け取る。 閏六月七日、国絵図修復用の紙を御納戸から受

を、文五郎手代安兵衛が来て掃除等を行う。 閏六月八日、国絵図修復の作業場となる西御蔵

寺から「粘入樽」を運び入れるので、城内の門を 差し出す。 通過するための「御断」を目付の河野勘右衛門に 閏六月十日、絵図修復のため、明十一日、出雲

せうふ粘(=正麩糊)入

四斗樽 壱つ

明十一日御書物師出雲寺文五郎方より 門・御宝蔵御門え御断り被成可被下候 御書物蔵え持参仕候間 此段坂下御 右は御書物蔵御国絵図御修復御用に付

閏六月十日

御当番御目付中

荻生小三郎

閏六月十一日、国絵図の修復開始。出雲寺文五

郎が細工人(修復を行う職人)三人を連れて参上。 に渡す。 修復する絵図は計二十九枚。数を確認して文五郎

寛政元年己酉(一七八九)七月から十二月まで 【第百十七冊目】

間宮三郎右衛門(十二月)中村六右衛門 (七月) 中村六右衛門 (八月) 松平加賀右衛門 (九月) 荻生小三郎 (十月) 野尻助四郎 (十一月)

七月二十七日、修復の出来栄えを書物奉行全員 七月二十一日、国絵図・城絵図の修復完了。

上げるよう指示あり。 七月二十八日、『国師日記』『異国日記』を差し

て、「御細工場」(修復作業場)を片付け、細工道 七月二十九日、出雲寺文五郎の手代安兵衛が来

具や粘桶などを運び出す。

べき旨。奥右筆の近藤吉左衛門を介して差し出す。 方に来書。越中守御用につき左の書物を差し出す 八月二日、昨夜、当番目付から松平加賀右衛門

寛明録 東武実録 二 十 冊

万天日録 寛明事跡録 六十三冊 七十一冊

(うち寛明録のみ八月五日に下る)

の簞笥を残らず西御蔵に移し終える。この日から 『源平闘諍録』の読み合わせを始める。 緒に新御蔵に収める。 八月四日、修復が済んだ国絵図・城絵図を箱と 八月三日、新御蔵から集成(『古今図書集成』)

の通り)。 沢喜右衛門に渡し、前者は陰時計の間で渡す(例 **人御長持」七棹の風干。後者は中之口で右筆の中** 八月六日、「御条目御法令」一箱と「御朱印写

右筆日記を収めた箱)を鎰と共に渡す。 の皆川善九郎・芦谷源左衛門に「壱番五番弐箱」(表 につき右筆方に受け取りたい旨。本日訪れた右筆 ら中村六右衛門方に来書。表右筆日記簞笥を御用 分一匁二分を受け取り、出雲寺文五郎に渡す。 同日、御納戸で国絵図城絵図の修復代銀十五両 八月十一日、昨日、右筆組頭の神谷三左衛門か

物同心二名の「拝領屋敷書付」を坂部に渡す。書 の坂部善次郎・筒井次左衛門に渡す。あわせて書 八月十七日、『屋敷改御帳 弐つ』を屋敷改役

> 元小普請組 勝田安芸守組

三郎右衛門事

北島三郎兵衛

御書物同心石川源助跡

牛込御納戸町

四間四尺五寸

拝領町屋敷 裏口 八間五尺五寸 坪数百坪七合

拾四間四尺

右屋敷自分住居之外 不残町人え貸置申候

元奥六尺

宇田川専助

御書物同心舟岸茂兵衛跡

表間口 六間三尺余 下谷山崎丁壱丁目

拾弐間余 坪数八拾坪余

拝領町屋敷

大縄之内浅草浅留町

足し地 右屋敷自分住居之外 不残町人え貸置申候 坪数七坪余

八月二十五日、天文方の吉田靫負から拝借願い。

律暦淵源

右御書物 測量御用に付拝借仕度奉存

候 依之此段奉願候 以上

(→九月朔日、吉田靫負に渡す)

蔵していれば差し出すよう指示あり。御蔵には所 八月二十七日、森川甲斐守から『落穂集』を所

之丞を介して左の書物を差し出す。 十月十一日、越中守御用につき、奥右筆秋山松

諸将連続記 三十四冊

武家官録記

一冊

題書之下え御本来歴故事之類等認め差出候様」越 記載されている書物についてのみ。 についてではなく、「御当家」(徳川家)の目録に 出せというのである。もっとも御蔵の蔵書すべて にその書物の来歴等を記したものを作成して差し から伝えられる。目録に記載されている書名の下 中守から指示があった旨、近藤吉左衛門(奥右筆) 十月十三日、「御当家御目録」のうち「銘々外

を御書物蔵に預け置くというもの(→十月十八日 に御蔵に収納する)。 に来書あり。内容は、大切な品を入れた長持一棹 十月十四日、昨日、当番目付から荻生小三郎方

意を介して近藤吉左衛門に届ける。 調書付大意」を帳面に仕立て、御用部屋坊主の長 十月十六日、越中守が指示した「御之部御書物

『寛永系図』『諸家書付』が、御用が済み返納される。 十二月十六日、目付の曲淵勝次郎から十四日に 十二月三日、天明八年十月十一日に差し上げた

渡す。 合わせがあり、この日、左のような答書を曲淵に 書物方の場所高や役料・役金の有無について問い

御役扶持七人扶持 御書物奉行

支配御書物同心

拾六人内

三拾俵弐人扶持 三人三拾俵弐人半扶持 壱人

弐拾俵弐人扶持 五人

拾七俵五升壱人半扶持 壱人弐拾俵壱人扶持

拾五俵壱人半扶持 壱人

内御足高三俵御足扶持半扶持

三人

同心場所高無之候 以上右之外御役料御役金等無御座 組支配

酉十二月 御書物奉行

【第百十八冊目】 寛政二年庚戌(一七九〇)正月から六月まで

中村六右衛門(六月)松平加賀右衛門月)野尻助四郎(四月)間宮三郎右衛門(五月)(正月)松平加賀右衛門(二月)荻生小三郎(三

守と若狭守に届書を差し出す)。を介して差し上げる(翌二十三日、その旨を遠江正月二十二日、奥御用で左の書物を森川甲斐守

(→正月二十四日下る)

△**三朝実録** 百六十冊 帙入

のため届書は差し出さず。(老中・松平定信)に左を差し出す。「老中表御用」二月七日、奥右筆の秋山松之丞を介して越中守

(→六月二十三日下る)

△諸家書付之内

松平越前守

松平肥後守 右三巻三袋

保科弾正忠

る。

「月十三日、奥右筆の都筑市之助から、左の三月十三日、奥右筆の都筑市之助から、左の三月十三日、奥右筆の都筑市之助から、左の三月十三日、奥右筆の都筑市之助から、左の三月十三日、奥右筆の都筑市之助から、左の

(→六月二十三日下る)

△寛永系図

松平和泉守

松平弾正■■(少弼か)

松平丹後守

義家流一冊・越前家書付・松平丹後守書付」を奥三月十六日、「松平世良田ノ部一冊・清和源氏

右筆の都筑市之助に渡す。

近藤吉左衛門に渡す。馬守書付一巻 都合一冊一巻一通」を袋に入れ、和泉守家譜一冊并書付一通・元文五年増加松平対三月十七日、「諸家書付上之部四十二巻・松平

た中に未返納のものがある旨。 三月二十二日、左の記事あり。御用で差し出し

享保十三年

日光御社参諸事留書

真佐を介して差し出す。三月晦日、例月の通り「伺書」一通、遠江守に

の長持の底板等を修復する。 工所から高麗庄右衛門が職人を連れて訪れ、七棹工所から高麗庄右衛門が職人を連れて訪れ、七棹

五月二十日、荻生小三郎が御殿で奥右筆の深沢田月二十日、荻生小三郎が御殿で奥右筆の深沢のことを書面にする。明月これを渡すこととすがあった旨を伝えられる。即刻役所に帰って調査があった旨を伝えられる。即刻役所に帰って調査を図」が御蔵に収納されたのはいつ頃かとにう。とを書面にする。明日これを渡すこととすた)ことを書面にする。明日これを渡すこととすがあった。

らこれを受け取る。 が新規お預けとなり、表右筆組頭の前田左兵衛か 六月十日、「万石以上御朱印写入御長持」一棹

同日、遠江守御用で、森川甲斐守を介して左を

寛永諸家系図之内

清和源氏之内 義家流・足利流之

内乙流之冊 五冊

れている。左の通り。 れからは差し出さなくてもよくなったことが記さ で御書物を差し上げた際に差し出す届書)を、こ また同日の日記に、「御書物上御届書」(奥御用

守殿え申談 向後御届書は差出不申筈 若狭守殿え可差出之処 今日委細甲斐 前々之通御書物上御届書 遠江守殿・ に申談候 以来右之通御心得可被成候

を仰せ付けられる。 六月十日、今日、堀田摂津守(正敦)が若年寄

度御朱印写入御長持」を「平川口渡り御櫓」に移 差し出す。左の通り。 したい旨の書付を大膳亮(若年寄・青山幸完)に が無くなるので、現在御蔵に収蔵している「宝暦 お預けになるため、御蔵に「余席」(収蔵スペース) 翌十一日、今後とも「御朱印御長持」が新規に

此度**御判物御朱印之写**可相納旨 松平 右京亮‧西尾隠岐守申上候 其段丹後

> 御蔵内余席無御座候間 御蔵納候御品之分外御蔵二棟え積込置 先達てより御修復之儀申上置候間 御長持七棹 相納り有之候宝暦度御判物御朱印写入 守殿被仰渡候 然所御蔵一棟損候付 相納申度奉存候 此段奉伺候 以上 先例之通平川口渡御櫓え 只今迄御蔵に

棹を目付の神保喜内に渡す。この日、平川口渡櫓 に収納される。 六月二十一日、「宝暦度御朱印写入御長持」七

御書物奉行

衆から明後二十三日に納める旨の通達だった。差 (若年寄・青山幸完)に届ける。左の通り。 し支えない旨返答する。二十三日、この旨大膳亮 上方寺社領御朱印写入御長持」五棹を、寺社奉行 同日、前田左兵衛から来書。内容は「寛政度学

堂上方并寺社領

御判物御朱印写入御長持

付申上候 以上 筆組頭前(田)左兵衛より請取候に 右御長持 丹後守殿被仰渡 表御右

六月廿三日 御書物奉行

六月二十六日、左の書物を都筑市之助に渡す。

(→十月六日下る)

△寛永系図之内

村上源氏 二冊之内 一冊

【第百十九冊目】 寛政二年庚戌(一七九〇)七月から十二月まで

間宮三郎右衛門(十月)中村六右衛門(十一月) 松平加賀右衛門(十二月)荻生小三郎 (七月) 荻生小三郎 (八月) 野尻助四郎 (九月)

又八郎を介して差し上げる。届書は左の通り(三 蔵に無く、『三才図絵』のみ御殿に持参し、佐藤 を差し上げるようにとのこと。『君臣図録』は御 才図絵は正しくは三才図会)。 七月四日、越中守御用。『三才図絵』『君臣図録』

三才図絵 百八冊

申候 尤御急之義に付 今日差出申候 右越中守殿御用 佐藤又八郎を以差出

差し出す。 原氏二冊を、 七月七日、奥御用につき『寛永系図』のうち菅 森川甲斐守(小納戸頭取)を介して

て差し出す。 三十二冊を「板挟」のまま、近藤吉左衛門を介し 同日、越中守御用で、『図書集成』の総目録

物はあり)。 御蔵には所蔵せず(しかし『格致叢書』という書 七月十九日、越中守が『格致鏡源』を御用の由。

面」を森川甲斐守に差し出す。 八月晦日、「虫付損御書物裏打等仕分ヶ書付帳

同日、奥御用で左を差し出す。

通俗三国志 廿五冊

右奥御用に付 今日森川甲斐守へ差出

之

東御蔵の書物を見分。 九月八日、森川甲斐守が成嶋父子を同道して、

れる。 て『前太平記』『続太平記』奥御用の旨を伝えら 専蔵来訪。両御蔵の修復書物を見分する。あわせ 九月二十七日、森川甲斐守・成嶋忠八郎・成嶋

物の裏打ちや繕いを見分する。 十月六日、森川甲斐守・成嶋仙蔵来訪。修復書 十月八日、「御書物繕方裏打仕立方御本」三冊

を森川甲斐守に渡す。

十一月八日、奥御用で左を成嶋忠八郎に渡す。

周易伝義附録 七冊

(→十一月十三日下る)

意斎に渡す。 差し出す。甲斐守は「吹上御供」のため奥坊主の 十一月九日、奥御用で左を森川甲斐守を介して

		二二二	四二冊冊	9 四	ПП	忠孝経小学主意衷旨 二冊	以外至八学構造
--	--	-----	------	-----	----	---------------------	---------

斐守に成嶋忠八郎を介して差し出す。 のうち「三礼図」を、成嶋仙蔵を解して渡す。 表右筆御用の品を持ち出す。左の通り。 十一月二十七日、御蔵の「御朱印長持」のうち、 十一月十五日、森川甲斐守御用につき『経解 十一月十三日、『三才図絵』百八冊を、森川甲

御長持之内 壱番弐番与三棹開之 御 置候
近日御用相済候て右御品相納候 筆組頭前田左兵衛封印にて仮り封印致 候尤封印は 当分御用相済候迄 御右 隠岐守封印にて八郎右衛門持参いたし 用品持参致候 元印松平右京亮 松平 表御右筆里見八郎右衛門罷越 寺社領 御朱印御長持之内御用之品有之候由 節御封印相成候旨 八郎右衛門申聞候

傷が。ただし書物簞笥には別条無し。この旨明日 小普請方へ申し送る。 十一月二十八日、昨夜の地震で両御蔵の壁に損

えられる。 用いたい旨「伺」を提出していたところ、「伺之通」 えがたいので、会所で湯茶を飲むため「茶瓶」を (許可)の「御附札」がなされた旨が目付から伝 十二月七日、遅くまで執務する際は、寒さが堪

枚ずつ)。翌日から「寒干」開始。

役から毛氈十枚を借用する(新御蔵と東御蔵に五

十二月朔日、「寒風入」につき、表坊主小道具

「伺」と許可の「御附札」は左の通り。

此段奉伺候 以上 り相用候儀御免被成下候様仕度奉存候 り候 可罷成義に御座候は、 此節よ 別て湯茶等無御座候ては殊之外難儀仕 候御場所にも茶瓶等相用候哉之様及承 節は甚相凌兼申候 勿論外々泊等無之 等無御座候故 御本等取調候も寒気之 罷在候間 私共組之者共 寒冷之節は 部分け取調等仕候節は 極晩迄会所に 茶瓶等相用不申候処 御書物御用之節 御書物蔵詰番之儀 従前々会所おゐて 一躰紅葉山御林下故 一向日当り

戌十一月

御附札 可為伺之通候 元火之 取 仕廻候節は御宝蔵 儀は御宝蔵番所より請 下番立合せ候様可被致

は下番所に預け置く(「尤火鉢 下番所え預置申 宝蔵下番吉田元次郎立ち会い、元火を返す。火鉢 十二月十日、今日、茶瓶を用いる。退出の節、

寛政三年辛亥(一七九一)正月から六月まで 【第百二十冊目】

月)荻生小三郎(六月)野尻助四郎 月)中村六右衛門(四月)松平加賀右衛門 (正月) 野尻助四郎 (二月) 間宮三郎右衛門 (三 <u>£</u>

のような例は無い旨文書で回答する。に組頭役見習罷出候例有之候哉」)に対して、そに組頭役見習罷出候例有之候哉」)に対して、そい合わせ(「支配同心組頭役之悴(部屋住より直正月二十二日、目付の曲淵勝次郎(景露)の問

り。 二月二日、会所の畳表を替える。内訳は左の通

一 七畳一 同備中表布縁一 拾弐畳表替早島表布縁

右御買上 琉球表

無縁

之通可仕旨」)。

・京極高久)に差し上げる(→二月二十日「伺寄・京極高久)に差し上げる(→二月二十日「伺についての伺書を、専阿弥を介して備前守(若年二月八日、「御書物小目録」の体裁(「認之儀」)

を「勤差免(御目付支配無役」とする旨。小嶋三郎兵衛の小普請入り・書物同心宇田川専助四月三日、備前守から書付。内容は、書物同心

差し出す(二部とも「御留」になる)。 四月十六日、奥御用で左の書物を森川甲斐守に

図翼 二十八冊 二筥 庶物類纂 四百三十四冊 八筥

四月十七日、大目付の松浦越前守宅に分限帳一

薬方抜萃

冊と添書を持参し、用人に渡す。

を人 内 御足高三俵 を人 拾五俵壱人半扶持 右小普請入 前田阿波守組に入候 を入 拾五俵売人半扶持

右御目付支配無役に入候

御足扶持半扶持

右二人明跡御入人無御座并帳面引替等

亥四月 (書物奉行五人連名)

を介して差し出す。四月二十一日、奥御用で左の書物を森川甲斐守

和名集 一冊

頓医抄 五十冊

万安方 五十七冊

四月二十四日、左の書物を成嶋仙蔵に渡す。

 聖済総録
 二百五冊
 二簞笥

 場氏家蔵方
 二十一冊
 二帙

 協語正要
 二一冊
 二

 二十二冊
 二十三冊
 二

 全力集
 十三冊
 二

 医書難字
 一冊

 人神書
 一冊

 二冊
 二冊

「五月七日、冬夏)に書かり出来だらの見分この崎十蔵・大塚造酒蔵・船岸松之助。者に申し渡す。―杉村清兵衞・山本庄右衛門・野五月七日、当年の「定式御修復掛り」を以下の

いて、左の記述あり。 五月九日、修復した書物の出来栄えの見分につ

中守殿御用部屋にて御見分相済候中守殿御用部屋にて御見分和清値を以中上候が表えも御見分と儀 摂津守殿を以差出候 則表於新部屋摂津守殿被成御見分 出来栄宜候間屋摂津守殿被成御見分 出来栄宜候間屋摂津守殿えも御見分入候様被仰聞 越中守殿えも御見分入候様被仰聞 越

を介して差し出す(「四之部 書写之医書」)。 五月二十一日、奥御用で左の書物を森川甲斐守し合わせたのち、『平家物語』の修復に取り掛かる。 五月十三日、「定式御修復」の初寄合。諸事申

得効方 神聖保命方 諸病源候論八十三 八十四 九十番

葉氏録験方 三因方 痘瘡集要十便良方 袖珍方 子午流注鍼経

婦人良方 幼幼新書 傷寒潮源八十五 八十八 九十一

九十四

九十五

訣脈精要 活人心 祝田料 青嚢雑纂 養生月覧 九十六

種異名 鍼経指南

外科精節

は左の通り。

桜田日記内 表御右筆日記内

明暦元年 一冊 四年迄 二十八冊 正保二年より慶安

書物方年代記③

安永六年~寛政六年

元禄十四年一冊 但 簞笥共

同二年

一冊

同同

四 三年

一一冊

都合廿一冊

る。この日、左の書付を同人に渡す。 騎射をする者の姓名書付を差し出すよう申し来た 六月十六日、先達て目付の平賀式部少輔から、

迄門弟に相成稽古仕候付以前迄 小笠原出羽守より当平兵衛右三郎右衛門 騎射稽古 当御役被仰右三郎右衛門 騎射稽古 当御役被仰

付候以前迄 当平兵衛門弟稽古仕候右加賀右衛門 騎射稽古 当御役被仰右加賀右衛門

右之通御座候 以上

出す。左の通り。
六月十九日、『桜田日記』を中川勘三郎に差し

右同人え加賀右衛門面談之上 相渡候り候に付 此方より幸田音之助差添長持為持候小人目付柳田次郎助差添来長お為持候小人目付柳田次郎助差添来

桜田日記之内

同 四年 二冊 万治元年 一冊 展安五年 一冊 同 三年 五冊 同 三年 五冊

【第百二十一冊目】

月)野尻助四郎(十二月)間宮二郎右衛門月)松平加賀右衛門(十月)荻生小三郎(十一(七月)間宮三郎右衛門(八月)中村六右衛門(九

日に計四十二冊を越中守御用として差し出す。たい旨、柴田彦助(儒者の柴野栗山)から。翌五七月四日、「賢聖障子」御用のため左を拝借し

図書集成礼儀典 自三百十七

同食貨典 自三百九

三百十八迄

性頭取・佐野義行)の由。を差し出し、同人持ち帰る。掛りは佐野肥前守(小を差し出し、同人持ち帰る。掛りは佐野肥前守(小七月二十九日、成嶋仙蔵「急御用」で来訪。左

一三国志演義 八冊一 人物演義 十二冊

一三国水滸全伝 十二冊

П.

四九

市之助に渡す)。

八月十三日、奥右筆の近藤吉左衛門・都筑市之功に渡す。松平豊後守家の『寛永系図』を明朝助より来書。松平豊後守家の『寛永系図』を明朝

題と冊数等を書きとめる(→二十一日返納)。賀守(小納戸頭取・平塚為義)に渡す。扣帳に外八月十九日、小学類十部(二十八冊)を平塚伊

をする。文面は左の通り。 京極備前守高久あて)。松平加賀右衛門が「奉付」京極備前守高久あて)。松平加賀右衛門が「奉付」郎から『寛永系図』拝借願いの書面(若年寄の郎)八月二十二日、目付の平賀式部少輔・中川勘三

寛永系図

中川勘三郎平賀式部少輔

八月

部少輔に渡す。 六日、「壱ノ箱」「三ノ箱」の計三十三冊を平賀式六日、「壱ノ箱」「三ノ箱」の計三十三冊を平賀式永系図』のうち一番三番の二箱借用したき旨。翌九月五日、目付の平賀式部少輔より、明日『寛

たき旨。目付方持参の平状箱に入れて渡す。 九月十日、中川勘三郎から左を明日まで借用し

清和源氏 土岐氏/丁之巻 一冊

藤原氏 深津氏/癸之巻 一冊 藤原氏 遠山氏/己之巻 一冊

ち左を借用に来る (→翌十六日下る)。 九月十五日、中川勘三郎から『寛永系図』のう

甘支流 一冊 大岡氏

支流 一十九冊之内 坂部氏

九月二十六日、左を成嶋仙蔵に渡す。
一九月二十十日、左を成嶋仙蔵に渡す。
一九月二十日、表紙が破損した書物の表紙として、九月二十日、表紙が破損した書物の表紙として、

明清闘記 六冊

て差し出す。 十月五日、越中守御用で左を都筑市之助を介し

西洋暦経ノ内 五緯表 十冊 帙入

を寄越す(→翌十日返納)。 十月九日、中川勘三郎から左を借用に小人目付

寛永系図之内

本間 長谷川 八木 朝倉 森山

を借用に来る。計三冊を使の小人目付に渡す。十月十六日、中川勘三郎から左の『寛永系図』

藤原氏癸廿五冊之内十八支流神■■■村上源氏二巻之内石野一冊

賞出しについての問い合わせに対する回答)。右筆・秋山維祺)に渡す(御蔵の書物の「拝借」十二月五日、左の書付を御殿で秋山松之丞(奥之系図」を拝借したい旨。右を小人目付に渡す。十一月二十二日、中川勘三郎から「堀田御手流

御書籍何れえ拝借に相成候哉御尋に付相糺候処 近来御三家方并天文方之外右様之儀無御座候 享保年中之比は御老若之御方并細井次郎太夫・成嶋道筑老若之御方并細井次郎太夫・成嶋道筑著拝借 御宅え為持遺候儀も有之候 尤事保之比は私共詰番も無之候間 留書等委細に無之候得共 拝借有之候儀は相違無御座候 此段申上候 以上相違無御座候 此段申上候 以上十二月

山松之丞に渡す。
一十二月六日、享保年間に貸し出した書物の書名

介して差し出す(→御留になる)。十二月八日、奥御用につき、左を成嶋忠八郎を

明史 百十二冊 花色帙入

箱共に鎰付

うち左を御用の由につき、差し出す。十二月十四日、中川勘三郎から『寛永系図』の

心田 遠山 間宮

【第百二十二冊目】(正月元日から三日まで欠)寛政四年壬子(一七九二)正月から六月まで

月)松平加賀右衛門 月)間宮三郎右衛門(五月)中村六右衛門(六衛門(閏二月)荻生小三郎(三月)野尻助四郎(四(正月)〔中村六右衛門か〕(二月)松平加賀右

正月二十日、左を差し出す。

正月十二日、越中守御用で『松平正系図』三冊
正月十二日、越中守御用で『松平正系図』三冊

武家盛衰記 三十■冊

武家高名記 二十一冊

談苑砂玉集 四十冊

長御断」)。左の通り。のため、夕食の支給増加を求める(「増夕御台所のため、夕食の支給増加を求める(「増夕御台所正月二十六日、「御書籍御手前細工定式御用」

壱人分同心五人分宛 毎月日数夕御台御書籍御手前細工定式御用に付 同役

被下候 以上 月迄相廻り候様 御賄頭え被仰渡可被 所定式臨時之外に相増 二月より十一

御書物:

を開始する。 二月十三日、「御書籍御手前細工定式御修復

二月十八日、奥甸田で左を成鳴忠八郎を介して書物を差し上げる際にこの帳面(「通帳」)を添え書物を差し上げる際にこの帳面(「通帳」)を添えるよう指示あり。

差し出す。 二月十八日、奥御用で左を成嶋忠八郎を介して

芸術典(古今図書集成のうち)

医部彙考 十六冊

同 十六冊

问 十六冊

慈(恵)方 一冊

延寿神方 二冊

普済良方 六冊

医偏生

医説会編

読本草快編 四

11、コーカミス 直性和 り

閏二月五日、左を奥御用。「安藤」「加藤」の二冊を拝借。二月二十五日、中川勘三郎『寛永系図』のうち

図書集成之内

に「承付」をする。書付は左の通り。
閏二月十四日、勘定所から提出された書付(伺)

閏二月十四日

伊賀国御国絵図之儀に付申上候書付奉 中村六右衛門

柳生主膳正

佐橋長門守

御勘定所に有之候諸国御国絵図之内伊賀国之分 論所地改為見分 評定所伊賀国之分 論所地改為見分 評定所に差遣置候処 明和九辰年二月 評定 「一御宝蔵に有之候御国絵図之内 伊賀国之分御下ヶ被成下候は、 四五月頃国之分御下ヶ被成下候は、 四五月頃国之分御下ヶ被成下候は、 四五月頃長日之内為写取申度奉存候間 不苦候 は、 其向え被仰渡御下ヶ被成下候は、 其向え被仰渡御下ヶ被成下候は、 共向え被仰渡御下ヶ被成下候は、 其向え被仰渡御下ヶ被成下候は、 四五月頃 は、 其向え被仰渡御下ヶ被成下候様

に返納)
関二月十五日、左の書物、御用済み下る(元番

子閏二月

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

諸宗末寺牒 三拾四冊

外一袋付

右箱入

に渡す。

閏二月二十六日、越中守御用で左を秋山松之丞

閏二月二十六日、越中守御用で左を秋山松之丞
吉五郎」が書物同心に(「御同心一人明跡え」)。

閏二月二十四日、「小普請組近藤左京組 鏑木

礼儀類典之内

立后之部 一二三四迄 四冊

し出す。 の長源を介して備前守(若年寄・京極高久)に差の長源を介して備前守(若年寄・京極高久)に差四月二十二日、左の届を「御用部屋(坊主)」

伊賀国絵図 一箱壱部

郷帳一冊添

候に付 申上候 以上廿一日 御勘定奉行柳生主膳正え相渡子閏二月十四日 越中守殿被仰渡 昨右御勘定奉行柳生主膳正拝借相成候旨

四月廿二日 御書物奉行

中す。 四月二十三日、左を表坊主の栄徳を介して差し

定人数拾六人 御書物同心

無御座御 以上 一 当時明跡

礼儀類典之内

東宮御息所入宮女御入門

一 冊

堀田主馬(目付・堀田正貴)殿四月廿三日野尻助四郎

いて、左の記述あり。 五月四日、目付の森山源五郎(名は孝盛)『寛五月四日、目付の森山源五郎(名は孝盛)『寛

差出し候 という (本) を (本

を都筑市之助に渡す。 遠山·高木·建部交り居候書付一巻」(計二冊二巻) 「松井ノ松平 一冊」「水野両家 一冊一巻」「米津· を都筑市之助に渡す。

元戎』)六冊御用の由。 同日、成嶋忠八郎と面談。『医畾■戎』(『医壘

后之部」四冊を差し出す。
六月六日、越中守御用で、『礼儀類典』のうち「立

同日、左を明日差す出すよう秋山松之丞(奥右

筆)より指示あり。

一代要記 十一冊箱人

【第百二十三冊目】 寛政四年壬子(一七九二)七月から十二月まで

松平加賀右衛門(十二月)荻生小三郎間宮三郎右衛門(十月)中村六右衛門(十月)(七月)荻生小三郎(八月)野尻助四郎(九月)

を行う。 七月八日、「御条目御法令」「御朱印写」の風干

(若年寄・安藤信明) に差し出す。 が出奔して行方知れず。その旨の書付を安藤対馬 七月九日、書物同心の宮田清五郎 (二十八歳)

守(小性・室賀正頼)を介して差し出す。七月十一日、左を「上目録」を添え、室質壱岐

経解 七百二十冊 六簞笥

らは入用でないとして即刻下る)。置記」各二冊を翌十五日に差し出す(しかしこれ「御誕生之記録」は所蔵せず、「御宮参記」「御髪記」、御髪置記」が御蔵にあるか尋ねられる。同日、奥右筆の秋山松之丞から、「御誕生之御

を用心のため「別長持」に移し入れる。となる。「御役所日記題要并日記」「御書目録」等とする。「御代所日記題要并日記」「御書目録」等となる。「御代所のため」に称している。

復日は「二日 七日 十三日 十九日 廿五日」。 介して差し出す。また同人より、左を十四日に差 時(午前八時頃)に出勤することなど。毎月の修 その都度出勤することに。また修復日には朝五つ 果、今後、修復日(「御修復日」)には月番の者が から同十二年までの『桜田御日記』十五冊を拝借。 田御日記』計十五冊を返納。あらためて寛文八年 し出すべき旨(→十四日に差し出す)。 九月十一日、『日本史』十七冊を佐野肥後守を 九月四日、同役寄合で諸事を相談する。その結 七月二十六日、中川勘三郎より先達て拝借の『桜

日本史 二百二十三ノ

列伝一百五十 孝子 一冊

蔵を尋ねられる。翌十三日、越中守のご覧に入れ 出すよう(「明日五半時廻り候様」)室賀壱岐守か たところ、無用の由。元番に返納する。 九月二十六日、奥御用で左を明日五半時に差し 九月十二日、越中守御用。『義之聖教序』の所

明史記事本末 十七ヶ条憲法 本朝通記 康冨記考異 皇明通記 |帙入 二十冊 二十冊 十六冊

『桜田御日記』返納。同日記の寛文十三年から延 九月二十七日、中川勘三郎から、先達て拝借の

> 宝五年まで(計十五冊)を拝借 て差し出す。 十月十日、左を山田讃岐守(小性頭取)を介し

庶物類纂二帙 草之部 都合拾五冊

同日、左が返納

普済良方

十冊 六冊

庶物類纂之内

医説会編

草属之部 三帙

十五冊

差し出す。 十月十二日、奥御用で左を室賀壱岐守を介して

三才図会 百八冊

提出。 する。中川勘三郎、「織田系図」一冊を拝借。 四十九冊を「出納帳」に引き合わせ、元番に返納 十月十九日、目付の石川六右衛門に左の答書を 十月十六日、『寛永系図』十冊、『御祐筆日記』

定人数拾六人之内

三拾俵弐人半扶持

壱 壱 四 三 壱 人 人 人 人 弐拾俵弐人扶持 三拾俵弐人扶持

拾八俵弐人扶持 弐拾俵壱人半扶持

> 壱人 拾五俵弐人扶持 拾五俵三人扶持

三人 右三人は従部屋住仮御抱入 拾俵壱人扶持

は毎暮目録免許等受候義相改申候以 前々より無御座候へ共 武術出精之義 御座候へ共 未御入人無御座候 且又 同心名目に付弓鉄炮稽古等之義は 右定人数拾六人之内 当時壱人明き跡

御書物奉行

印刷することに。 紗綾形の表紙が払底していた。このため書物方で せ付けられたため、出雲寺からの供給が途絶え、 の「紗綾形御本表紙」を差し上げていたが、亥年 (寛政三年)以降、「御手前細工定式御修復」を仰 十月二十一日、以前は出雲寺から毎年「御好」

え御覧に入度旨 庄右衛門申聞候間 願之通可為候旨申渡候 右紗綾形刊木 は長持に入置候 寺差上候如時仕立致し 出来候は奥■ (上略) 此度手前細工に板行彫 出雲

す。 十月二十六日、左を山田讃岐守を介して差し出

経解 四番御簞笥共 鍼灸捷法大全 百二十冊 二冊

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

鍼灸捷径

五冊

明堂灸経 冊

笥共 帳」を寄越さずに、「藤原氏癸廿五冊之内 浅井 一冊」「橘氏之内 浅井氏一冊」を拝借。 十月二十九日、目付の森山源五郎が「拝借出納 十一月三日、山田讃岐守から『外科精要』を明 同日、先達て差し上げた『経解』(「二番之御簞 百二十冊」)の御用が済み返納される。

十一月六日、奥御用で左を備後守を介して差し

日差し出すよう指示。

本草定衡

薬性会元 補遺薬性賦 三冊 一冊

薬性賦 補薬性解 二冊 一 冊

医薬集覧 二十二冊

御修復」)に当たった書物同心たちに金二両ずつ 「御褒美」が下される。 十一月十三日、書物の修復(「御手前細工定式

山本庄右衛門 野崎十蔵

金弐両宛

舟岸松之助

杉村清兵衛

病気に付名代

之丞と深沢伊兵衛が御蔵に訪れ、左を拝見する。 十一月十八日、越中守御用で、奥右筆の秋山松

御記録物御之一番より四番迄 **諸家書付 国絵図**一棹

えて秋山松之丞に渡す。 十一月十九日、左に「御之部御目録」一冊を添

令条記 慶長以来御法度 十五冊

無く、簞笥の蓋の裏に左の張紙がある旨を文書で 三年の一冊を小人目付に渡す。元禄七年の日記は 日記』『元禄七丑年夏日記』を取りに来る。貞享 十二月二十日、中川勘三郎から『貞享三寅年夏

同九 春一冊 元禄七夏一冊 正徳五未年

取出候 七月九日に

無用の由にて返納。 拝借したき旨。翌二十二日に差し出したところ、 十二月二十一日、中川勘三郎から『日本絵図』

ず (所蔵せず)。 の有無を秋山松之丞から問われたが、目録に見え 十二月二十二日、越中守御用につき、左の所蔵

諸国海上道法記 一冊

船闘記 二冊

寛政五年癸丑(一七九三)正月から六月まで (第百二十四冊目)

月)中村六右衛門(四月)松平加賀右衛門(五 月)荻生小三郎(六月)中村六右衛門 (正月) 野尻助四郎 (二月) 間宮三郎右衛門 (三

して差し出す。 正月七日、奥御用につき、左を佐野肥前守を介

三朝実録

百六拾冊

十二冊

三朝要典

古今説海 此内に

三朝野史有之 拾六冊

の旨回答。 小普請方の岡本善蔵に手紙で告げたところ、承知 壁割れ 目塗土落候」) を速やかに修繕するよう 同日、地震で東御蔵の目塗窓蓋三ヶ所落下。 正月九日、七日の地震による破損箇所(「御蔵

て、左のように申し合わせる。 付から書物御用の旨が伝えられた際の対応につい 正月十五日、詰番の奉行が退出後、奉行宅に目

申合之覚

御殿え直に罷越候て御人断可申達候 詰番退出後 宅え明何時御書物相廻候 夫より御蔵え参候て御書物取調可相廻 翌朝早朝罷出候て「持人も入候は、 御目付使にて申来候は、 其当人

得之義前日早く相知候は、 但 翌詰番えも刻限早に罷出心 当番不構早出可申候事 可申遣候 勿論向寄組之者えも

其持分之者早朝罷出候て万端取計可申 御役所引払前にも申来候は、 之通取計 翌詰番并持前之者え申遣し 唯今迄

正月十六日、 医書の返納の件について左の記述

此間申送り之御書物医書之分 相納申候 尤扣帳朱消置候 下ヶ被成 成嶋仙蔵受取 銘々元番え 御

二月二日、「御修復初」ならびに「小目録清書」

を調べていた際に、三番箱の蓋の裏に左の張札を 二月七日、去る二日に『表御右筆日記』の簞笥 小沢清四郎に世話役を申し渡す。

寛文三年冬一冊 正徳五年 七月九日取出す

すべき旨 二月十二日、 山田讃岐守から左を明後日差し出

重証本草単方 五冊

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

医門秘旨 医按摘要 飲食書 救荒本草 本草単方 兀 二五六 医経会元 医経正宗 庶物類纂 医学集成

医門正宗

鱗介属

十冊

右を受け取る。 回答。岡本の要請で目付の森川主膳に掛け合い、 酒井雅楽頭系図」御用のところ、目付拝借中の旨 左衛門に渡す。表右筆の岡本勘右衛門「清和源氏 つき、『御家譜』二巻を表新部屋において近藤吉 二月十六日、和泉守(老中・松平乗完)御用に

ち「立花家 本堂家」(共に一冊) 拝借に来る。 支無之」)旨回答する。 障がないか承りたいというもの。支障ない(「差 印長持」を百人組番所後二重櫓に移し替えても支 右衛門宅に来書。内容は、平川口渡櫓内の「御朱 二月二十七日、昨夜、目付の森川主膳から加賀 二月二十四日、森川主膳より『寛永系図』のう

また寄場奉行の村田鉄太郎に掛けあう。 付の間宮諸左衛門に下げられ、間宮に掛け合い、 を摂津守(若年寄・堀田正敦)に差し上げる。目 二月晦日、反古を寄場奉行に渡したい旨の伺書

きとめる。 筆日記』を拝借したき旨。明暦元年の日記は無い 旨回答する。『拝借出納帳』に返事(回答)を書 三月十日、中川勘三郎から明暦元年夏の『御右

損傷する。 三月十四日、 度々地震あり。 東御蔵の「白土」

三月十六日、反古を寄場奉行役所に渡す。左の

記述あり(寄場奉行が差し向けた船に載せて運

同心の山本庄右衛門)・忠兵衛(同じ 御長持え入 辰之口迄あの方より船に 相改候に付右両人寄せ場迄罷越候 く林忠兵衛)罷越相渡申候 尤貫目等 て受取に出居候に付 庄右衛門(書物 漉返しに遣候反古 拾壱貫六百三拾匁

三月十八日、同じく反古の件につき、左の記述

取書(下略) 改 請取候段 元メ金指専八郎より請 処 貫目改 正味拾壱貫弐百九拾目相 去十六日、寄場奉行役所え反古差遣候

七百五十余冊に。なお出精して千冊をこえるよう 三月二十六日、当月までに修復を終えた冊数が

行)中村六右衛門に、「漉返紙」が出来た旨連絡 四月九日、寄場奉行の村田鉄太郎から(書物奉

受け取りに行く。左の記述あり。 四月十二日、庄右衛門・忠兵衛が「漉返紙」を

昨十一日、庄右衛門・忠兵衛 漉返紙 紙屑 拾壱貫弐百九拾目之代銀三拾三 出来に付請取罷越候処 先達て之反古

相減候段伺下書差出候間 助四郎へ申 紙遣ひ払候迄 毎年請取候御用紙之内 由有之 右に付諸書上物に漉返し半切 鈴木孫兵衛より受取 則先達て金指専 見本之通六千三百五拾八枚 寄場元メ 付 代壱匁六厘六毛 中広漉返半切 **匁八分七厘にて** 壱帖紙数九拾六枚に 漉本に六右衛門より村田鉄太郎え達候 本壱枚 孫兵衛相返し 中広之見本は 八郎より差越候反古預り書并大判之見

して差し出す。 忠兵衛・林惣右衛門・野崎幸次郎が申し渡される。 石衛門・船岸松之助・田畑房之助は免じられ、林 。桜田御日記』(計九冊)を拝借。『扣帳』に記し置く。 五月朔日、奥御用につき、左を成嶋忠八郎を介 四月二十九日、「御修復掛り」の交替。山本庄 四月十四日、中川勘三郎、天和二年から四年の

医学蒐精

医学指南 医学統旨 八冊 八冊

医方便懦 医学全書 三冊 三冊

医術方旨 国医宗旨 四冊 八冊

百代医宗 五冊

医要見証秘伝 一冊

> かの問い合わせ。左のように回答。 軍家譜』『徳河家譜』『城主記』を御蔵に所蔵する 糸と細糸の見本を細工頭の鵜飼治兵衛に遣わす。 五月二十日、中川勘三郎より来紙。内容は『将 五月十九日、書物の修復に用いる「絨糸」の太

将軍家譜

七冊

鎌倉一冊 織田一冊

京都二冊 豊臣三冊

徳河記

十九冊

国主城主記 二冊

右之通御座候 以上

五月二十九日、室賀壱岐守に左を渡す。

医経会元 十冊

かがわせる左の記述あり。 六月二日、書物方における書物修復の様子をう

切絨直し 今日より於御蔵致し候 御修復日に付 蠹繕ひ・外題粘離等糸 細工道具は御役所差置候 御

六月十二日、左を差し出す。

本草彙言 本草綱目 十六冊 四十冊と三十六冊二通り

本草原始 八冊

武備志 百冊と八十冊二通り

> の指示あり。 同日、左を明十三日に差し出すよう山田讃岐守

十冊

御用で無い旨)。 あるので、明後二十一日に変更。『江家次第』は 日差し上げるよう指示あり(→明日は「御成」が 六月十九日、御殿で秋山松之丞と面談。左を明

礼儀類典之内

触穢儀 喪服着除 四百四十四 四百四十三 冊 冊

諒闇 都て六冊 より四迄

四冊

江家次第 写本 箱入

右筆の田中吉蔵を介して差し出す。 六月晦日、越中守御用で、『白雉帖』一帖を奥

寛政五年癸丑(一七九三)七月から十二月まで 【第百二十五冊目】

月)松平加賀右衛門(十月)荻生小三郎(十一 月)野尻助四郎(十二月)間宮三郎右衛門 (七月)間宮三郎右衛門(八月)中村六右衛門(九

喪服の箇所を抜き出して見せるように指示あり、 蔵の渡したところ、『礼儀類典』『日次記』のうち 七月朔日、「御書物御目録」を奥右筆の田中吉

す。内容は、以前のように風干の節、書物修復等七月四日、出雲寺が五月中に左の願書を差し出あらましを抜き出し書き記す。

の手伝いを仰せ付けられたい旨。

儀先祖泉儀 元禄五申年六月 乍恐書付を以奉願候

申旨 渡候 然処■■■■ 出御書物御修復可仕旨 内川伝次郎申 御手伝成共仕度奉願上候(下略) 先例之通御風干中毎年日々御文庫え罷 何も御奉公無御座候故 為冥加之何卒 修復御手前細工相成候に付 乍恐私義 御修復無滞相勤来候処 当時御書物御 年六月 深見新兵衛申渡 夫より引続 書物御修復之義奉願上候処 ■■■同 無滞相勤来候処 御書物御修復 正徳 毎年日々御文庫え罷出 本多伯耆守殿被仰渡 御書物御風干中 但馬守殿被仰渡 御文庫御風干之節罷 私儀先祖泉儀 元禄五申年六月 秋元 ||辰年相止||寛保三亥年■■例之通御 御書物御取扱ひ申候義は奉恐入候 広戸藤右衛門申渡候 元禄七戌年五月 御書物取扱可 右御用向

の所蔵の有無の問い合わせあり。『杜氏通典』『景七月二十日、吉松次左衛門から左の七部の書物

日回答。 岳全書』『資治通鑑綱目』の三部を所蔵の旨、明

杜氏通典 乾隆十二年校刊 一部八套

四十本

歎綱珊瑚 明朝穆撰 一部一套

医丘丘 青辰个穹窿 一部可套 四本

景岳全書 清張介賓著 二十二本

第五才子書 清金聖外書 一部二套

水滸伝 二十本

多知録 清呉乗権 四部各五

等解 套四十本

資治通鑑綱目 三編 套八本

無量寿懴儀、楷書石摺、一部一帖

七月二十三日、『庶物類纂』を調べたところ、 七月二十七日、「小目録増補方」と「御修復方」 の「夕方台所突合手形」(夕食の食券のようなものか)が船岸栄蔵から届く。

 東武実録
 一十五冊

 慶長以来諸法度
 十五冊

 一十五冊
 千五冊

 本表記
 十五冊

 本表記
 1十二冊

 本記
 1十二冊

 <

明らかでない由。
翌六日、誰の御用なのか秋山松之丞に尋ねたが、翌六日、誰の御用なのか秋山松之丞に尋ねたが、

す。

四百三十七から四百四十二)を近藤吉左衛門に渡四百三十七から四百四十二)を近藤吉左衛門に渡から同六年までの『桜田日記』十四冊を拝借する。いた『桜田日記』八冊返納。あらためて元禄元年いた『桜田日記』八冊返納。あらためて元禄元年八月十三日、目付の中川勘三郎から、拝借して

一冊を拝借。 返納。あらためて『寛永系図』のうち「近藤氏」 九月朔日、中川勘三郎から『寛永系図』十冊を

可な。 集青伝』の所蔵の問い合わせあり。所蔵しない旨 九月七日、近藤吉左衛門から『行魯青伝』『雑

領物を賜る。 九月十日、間宮三郎右衛門が「柔術上覧」で拝

柔術上覧被遊 拝領物有之候御役人武芸上覧有之 間宮三郎右衛門

回答。 は『南巡盛典』の間違いの旨。同書は所蔵する旨は『南巡盛典』の間違いの旨。同書は所蔵する旨

田畑房之助・林忠兵衛の四人)。す(対象になるのは、山本庄右衛門・船岸松之助・して金二両が下される旨、荻生小三郎から申し渡し月二十三日、書物修復担当者に「御褒美」と

ち十三冊を、伊豆守御用で秋山松之丞に渡す。九月二十四日、『皇明実録』六百七十五冊のう

冊を備中守御用の由。「小文匣」に入れて秋山松 之丞に渡す。 十月七日、『寛永系図』のうち「秋月之部」一

ところ、「天文之部」を抜き書きして明日までに 差し出すよう指示あり。 し出すべき旨。林熊蔵が拝借中であると回答した 十月十四日、秋山松之丞より『御書目録』を差

五郎に、江西瀧之助の「講釈素読等之達書」を差 し出す。左の通り。 十月十九日、去る十七日に中川勘三郎と森山源

御書物同心

十三経 江西瀧之助 丑歳三十三

朱子学

一経書

一歴史 史記/漢書

一作文 講釈 四書仕候

百人組之頭

戸田中務与力

大須賀源之進弟

大須賀儀右衛門門弟

指南仕罷在候 右安永九年門入仕 寛政五年迄稽古仕 当時

左を受け取る。 十月二十日、『御書物小目録』作成御用のため

唐紙弐枚

上西之内紙百弐拾枚 御納戸にて受取候

> 藍臘目方五匁 木綿袋打はい田

御細工所にて受取

心懸候段」、左の書付を差し出す。 十月二十六日、書物同心の野崎幸太郎が「学問

朱子学 一経書 五経 御書物同心 野崎幸太郎

一講釈

四書仕

御留守居

岡野備中守与力 石川太兵衛門弟

絶仕罷在候処 又々当時出精仕候 右天明七未年正月門入仕 其後稽古中

病断状」を提出。 十一月三日、小沢清四郎、娘両人疱瘡につき、「看

を明日奥へ廻すよう指示(→十一月七日、同人に 十一月六日、成嶋仙蔵、書物方役所を訪れ、左

児科方要 一冊 痘瘡宝鑑 一冊

痘疹秘妙集要 五冊 小児痘疹論 二冊

同 心要 秘伝 四冊 四冊 痘経 源幼心法 三冊 三冊

痘科切要 一冊 痘疹方 一冊

痘疹論方 冊 活幼便覧 二冊

左の記述あり。 十一月二十日、『小目録』の担当者について、

> 小目録仕立に付 荻生小三郎

野崎 十蔵

山本庄右衛門

江西 瀧之助

林 惣右衛門

小目録表紙紗綾形摺出しに付

ている。左の通り。 ける。その内容が十一月二十六日の日記に記され に行き、「御吟味」(学問吟味)について説明を受 十一月二十五日、書物同心の江西瀧之助、聖堂

之振合 例年と相違いたし 弁書御対 昨廿五日 江西瀧之助 か)段 委細申聞候段(下略) 并文章のみにて 講釈■■■(は無之) 尾藤良助面談いたし 此度御吟味 御目付森山源五郎 聖堂え罷出候 御儒者柴野彦

庄右衛門から左の通り差し出される 十一月晦日、「学問再取調」の儀につき、 山本

釈承り候斗にて 詩作等も不仕 申立 承り心懸け候処 安永年中 右同所儒 者戸倉内蔵允・久保佐助於学寮臨時講 学問之義は前々聖堂へ罷出講釈等

不宜 候程之義に無御座候 講釈等も不仕 此段御請申上候 年寄候て弁舌も

十一月 山本庄右衛門

替願書」(異動願い)が差し出される。左の通り。 十二月五日、昨日、山本庄右衛門から「御場所

奉願候覚

御書物同心

山本庄右衛門 丑歳五十三

三人扶持

細工被仰付 依御慈悲永久之御益之元 其上御書籍御修復并定式御修復御手前 は、 相応之御場所替 御三卿様御附 御座候処 を御褒美三ヶ年頂戴仕 且又年数も無 を開き 為差義も無御座候所 奉御誉 不調法成私儀 結構之御奉公被仰付 人明き跡え御入人 私一生被仰付候様 (仕合か) 奉存候 可罷成候義御座候 世話役助被仰渡 有難

士]月 川出定八郎殿 小沢清四郎殿 山本庄右衛門

奉願候 以上

荻原金十郎を介して備前守(若年寄・京極高久) に差し出す。「殊之外宜敷出来候旨」(出来栄え 十二月八日、完成した『小目録』を、奥右筆の

書物方年代記③ 安永六年~寛政六年

を「奥」の遠江守(側衆・加納久周)に差し出し を褒められる)。備前守から下げられた『小目録 たところ、しばらく「御留」になる。

見届」(願書に押印するのが本人であることを確 それとも同役の者が行っていったか、というもの。 認する手続き)は、従来、目付が行っていたか、 行が重病で「急養子」願いを出した際に、「判元 届」の儀につき問い合わせあり。内容は、書物奉 前例が無い旨回答。左の通り。 十二月十九日、目付の桑原善兵衛から「判元見

拙者共之内 是迄病気差重 各様方え御達申候義無御座候(下略) 願候例無御座候 依之判元見届之儀 急養子相

を一つは御蔵に収め、もう一つは役所(書物方役 録』二箱を成嶋忠八郎から受け取る。 十二月二十四日、『小目録』(「御書籍小目録」) 十二月二十二日、遠江守の見分を終えた『小目

を、「御書物懸り」の坊主衆の宗泉を介して遠江 守に差し出す。 た帳面(「御留に相成候御書籍員数書帳面」)一冊 十二月二十五日、「御留」の書物の部数を記し

寛政六年甲寅(一七九四)正月から六月まで 【第百二十六冊目】

月) 松平加賀右衛門【くり替月番】(四月) 間 宮三郎右衛門【介月番】 (五月) 中村六右衛門 (六 (正月) 中村六右衛門 (二月) 松平加賀右衛門 (三

月) 松平加賀右衛門

異動願いの件につき、左の記述あり。 正月二十一日、山本庄右衛門の田安家附人への

年中 其御屋形伊賀者に御附人被仰付 下は御附人願出不申候へは不被仰付之 田安御家老へ懸合 田安よりも八役以 被召出 義は 元文年中従部屋住御屋形伊賀者 老衰に付小普請入 病死 父庄左衛門 其後御屋形転役 小十人組被仰付相勤 配御書物同心山本庄右衛門祖父 享保 山本庄右衛門田安家附人願之義は
支 屋形相応之御場所へ御附人相願候段 右に付庄左衛門悴庄右衛門 其御 其後転役 大番格納戸組頭被 病気に付願之通小普請入仕

御用として古武鑑の書写が仰せ付けられる。 正月二十六日、荻生小三郎の悴の是三郎に、 奥

り(→しかし江西は「痛所有之 着座難成旨」に 中川勘三郎・森山源五郎(共に目付)から達書あ て当日受験せず)。 の受験のため、江西瀧之助が聖堂に参上すべき旨、 正月二十七日、来月三日の「学問初場御吟味」

左の付札を付す。 図』を残らず返納した旨書付到来。これに対して 二月十五日、中川と森山から、拝借の『寛永系

御書面之通不残御返納に付 受取御蔵

え材料申修

二月十五日 御書物奉行

左の通り。 まで何冊所蔵しているか問い合わせあり。回答は 同じく両人から、『桜田日記』は何年から何年

百四拾冊 慶安五より元禄十六迄 冊数都合

切りにて不残(下略)右之通に御座候(先達て差出候御日記

二月十五日 御書物奉行

出す。
出す。
出す。
出す。
出す。

四冊になり、新たにもう一冊を拵える。二月二十六日、「日記提要」の頭書の帳面が計

荻原金十郎を介して差し出す。 三月六日、対馬守御用で、『欽定康済録』 六冊を、

に記入漏れがあったこと)。右につき、左の記述あり(貸し出しの際に出納帳三月十六日、中川勘三郎と森山源五郎から来書。

不申候 付落にて可有之候

組屋敷上ヶ地九百六拾四坪之内 百坪」。知あり。屋敷場所は「下谷広徳寺前 元植木同心通り「屋敷場所」が下される旨、普請奉行から通三月十七日、書物同心の木本佐右衛門に願いの

の通り回答。 家書付』の先後関係について問い合わせあり。左三月二十三日、奥右筆から『寛永系図』と『諸

寛永系図序巻之内

寛永二十年癸未九月吉日

寛永十九年五月十一日 (資)宗

林道春謹撰

諸家書付之内

貞享元年子四月廿五日

右御書院組名面帳之末に御座候水野長門守

天和四年子二月 吉川七郎兵衛同小身之輩之内 佐野内蔵丞組

右之通書付之末に御座候 御役名は

相知れ不申候

右之通御座候 以上 御書物奉行

大学頭が拝借。五月二十四日返納)。四月九日、左を奥右筆の志賀藤四郎に渡す(:

水経註鈔 臥遊録 会心言 警心随録 和名集 本草和名 礼儀類曲 救荒活民補遺書 晁氏客語 一冊 一冊 冊 冊 冊 冊 冊

右二月八月釈尊之所

蔵しない旨回答する。『同文備攷』の所蔵の有無の問い合わせあり。所『同文備攷』の所蔵の有無の問い合わせあり。所四月十三日、奥右筆組頭の近藤吉左衛門から、

御表出候段 書付にいたし差出候様」)。 付にして差し出すよう同人から指示(「本草和名拝借の旨、翌十八日、備後守に告げる。その旨書両日中に差し出すよう指示あり。同書は林大学頭両月十七日、松平備後守より『本草和名』を一

四月二十七日、中川勘三郎から、拝借した『御四月二十七日、中川勘三郎から、拝借した『御四月二十七日、中川勘三郎から、拝借した『御四月二十七日、中川勘三郎から、拝借した『御四月二十七日、中川勘三郎から、拝借した『御

められている。左の通り。 同日、「御書籍小目録認候紙員数書」が書きと

御書籍小目録清書 右紙数灰打上美濃 袖紙百三拾六枚除き 千八拾七枚 弐千三百拾枚内

右紙数から打上美濃紙 千五拾五枚之

袖紙八枚除き 千八拾七枚

右之通御座候 以上 き 認候分之紙数三千弐百六拾壱枚 都合三通り之紙数 寅四月廿七日 袖紙百四枚相除 荻生小三郎

日返納)。 松平信明〉御用で差し上げ、留め置かれる。翌二 する(→『針路図』三枚は五月朔日に伊豆守〈老中・ 回答。ただし『針路図』三枚所蔵する旨明日通知 コク図』の所蔵の有無を問われる。所蔵しない旨 四月二十九日、近藤吉左衛門から『阿蘭陀ハン

伊豆守御用で差し出す。 五月二日、『咸賓録』二冊と『中山伝言録』四冊を、

性頭取・佐野義行)に差し出す。 奥御用の由。『紹興本草』は目録に見えず、他の 一部を、翌三日、成嶋仙蔵を介して佐野肥前守(小 同日、『紹興本草』『王氏農書』『救荒本草』を

> ら仰せ渡される。 うに下される旨、備前守(若年寄・京極高久)か を彦根善意を介して(佐野)肥前守に差し出す。 五月十九日、小目録作成の「御褒美」を左のよ 五月五日、『西洋暦経』百二十冊(一箱・鎰共

銀拾枚 荻生小三郎

金弐枚宛 小沢清四郎

野沢又四郎

野島金七郎

山本庄右衛門・野崎金七郎・大塚理助の三人に申 し付ける。 五月二十四日、当年の「御書籍御修復掛り」を

(→六月二十三日下る) 五月二十六日、左を摂津守御用で差し出す。

朱子語略 一冊

句解昔時賢文 一冊

周元公集 八冊

温漫陵留墨 四冊

白鹿洞志

内訳は、美濃紙七状五枚・八寸紙十四枚・蔵半紙 六状十枚・間似合十枚。 五月二十八日、御納戸で修復用の紙を受け取る。

済纂要』の所蔵の有無を問われる。目録に見えな 六月十日、近藤吉左衛門から『経邦礼典』『経

六月二十四日、同月二十一日に堀田摂津守宅に

寛政六年甲寅(一七九四)七月から十二月まで 下置之」)。 普請 且年寄候迄相勤候に付 為御褒美金弐枚被 下されることに(「是迄取来候御足高は被召上小 仰せ渡され、あわせて金二枚の「老衰御褒美」が したところ、この日、「願之通御役御免」の旨が 野尻助四郎(書物奉行)の老衰退役願いを差し出

【第百二十七冊目】

平加賀右衛門(閏十一月)荻生小三郎(十二月) 野田彦之進 中村六右衛門(十月)野田彦之進(十一月)松 (七月) 不明 (八月) 間宮三郎右衛門 (九月)

*不明は虫食い等による破損のため。

んだ表紙用の紙について。 した旨が記されている。内容は八代将軍吉宗が好 七月二日、 秋山松之丞に対して左のように回答

様 長文箱に入置候 時有形之御表紙 明日松之丞え差出候 立候段申達候処 伊豆守殿被仰聞候間 紙にて 当時御蔵にて御手前細工に仕 今日庄右衛門出居候故 此段申達 当 今右御表紙出来合有之候哉其程難斗候 右御表紙見せ候様同人申聞候 勿論只 右御表紙之儀は浅黄地紗綾形摺候和表 何様之御品に候哉承度由申聞候に付 有徳院様御好にて出来候御書物表紙如 明日右御答可申段相答候 右之段

六二

紙」「黄色紗綾形表」を二三枚ずつ仕立て、見せ 庄右衛門と(大塚)理助に伝える。 るように指示あり。その旨、「御修復方」の(山本) 丞に見せたところ、一両日中に「もへき紗綾形表 七月三日、吉宗好みの「紗綾浅葱表紙」を松之

利兵衛を「御書物同心明跡」に。 七月七日、「火消役米津小太夫組同心」の小田

定奉行から国絵図拝借願いが出ている旨申し渡さ 七月十日、采女正(老中・戸田氏教)から、勘

冊を明十日に差し出すよう指示あり。 八月九日、成嶋忠八郎から、『千金要方』十六

左を林大学頭拝借の旨(→同月十八日に拝借)。 八月十五日、伊豆守(老中・松平信明)から、

灌圃集 一冊 法曹類林 三冊巻 **書伝**音釈 六冊 談苑砂玉集 四十冊 晦斎集 一冊 仁風一覧 四冊

*『談苑砂玉集』の上に貼紙をして「此御 書籍 奥御用にて子正月廿日に差上置 候」と記されている(よって拝借から除

一十一日に差し出す)。 八月二十日、松平備後守(小性組番頭格式)か 左を一両日中に差し出すべき旨(→翌

秘伝医奥 簡明医要 六冊 四冊 眼方全書 二冊 方便書 二冊

> 保生心鑑 医方摘要 六冊 程斎医抄撮要 二冊 石氏蔵書 一 冊 傷寒発微論 広仁附余 暴証知要 二冊 八冊 四冊 一冊

である旨を仙蔵に断って、差し出す)。 すよう指示(→翌二十三日、『本草和名』は修復 た『本草和名』二冊を奥御用につき明日差し出 前のため「蠧螫之侭=虫食いがある状態のまま」 八月二十二日、成嶋仙蔵が訪れ、書物拝見。ま

源氏十八冊を拝借。使の小人目付に「通帳面」に 記入したうえ渡す。 八月二十八日、中川勘三郎、『寛永系図』清和

書物奉行を拝命。 |百五十俵 | 浅草鳥越八件屋敷|| の野田彦之進が 九月十三日、「小普請組阿部大学支配 八月晦日、会所の修復に取り掛かる。 高

当時の書物方全員の名が記されている。左の通り。 九月十六日、「野田彦之進組中引渡」の記述に、

【奉行】 中村六右衛門・間宮三郎右衛門・松 平加賀右衛門・荻生小三郎・野田彦之進

同心 助・野島金七郎・田畑彦四郎・林忠兵衛・ 船岸杢之助・大塚理助・江西瀧之助・小田 太郎・小沢清四郎・木本佐右衛門・野沢大 山本庄右衛門・林惣右衛門・野崎幸

【病気断=病欠】 野崎十蔵 川出定八郎·杉村良助

> 差し出す。 の「場替願」を兵部少輔(若年寄・井伊直朗)に 九月二十三日、田畑彦四郎の「御鷹匠同心」へ

差し出す。 九月二十五日、御用につき『原幼心法』三冊を

畳替えを督促する。 十九年)一冊を成嶋仙蔵を介して差し出す。 十月六日、会所の修復工事がほぼ完了。畳方に 十月二日、奥御用につき『御宮参記』(寛永 十月九日、成嶋仙蔵からの要請で左を差し出す。

佩文韻府 本草綱目 九辺聖跡図 二百冊 四十冊 御簞笥共

大明官制 皇明制書 故唐律疏義 右三部御簞笥入 十六冊

大明会典 大明会典 右二部御簞笥入 四十一冊 七十冊

大清律 大清律例 続補則例 六部考成現行則例 六部則例全書 二十四冊 三十冊 六冊

右五部御簞笥入

都合十三部

て明日引き渡す旨、立石万蔵より。十月十五日、会所の修復が完了し、障子を張っ十月十日、『外台秘要方』二十四冊を差し出す。

伝える。 工開物』の所蔵の問い合わせ。所蔵する旨手紙で十月十七日、奥右筆衆から来書。『奇器図説』『天

金二両ずつ下される。 太郎に、「御書籍御修復骨折」の「御褒美」として、 十月二十四日、林惣右衛門・林忠兵衛・野崎幸

名を調べ、明後日に報告すべき旨。差し出すべき旨。『仁風一覧』の板元(版元)の十月晦日、『奇器図説』を明日(十一月朔日)

て、「御会所に有之」と回答する。のほか何処に置かれているかという問いに対し十一月朔日、「小目録」三部は「奥」と「御蔵」

荻原金十郎に渡す。 十一月二日、『仁風一覧』についての調査結果を、

遣わし、「小目録」は右筆所に置く由。示された旨を伝えられる。用紙は「あの方」からをもう一部作成して差し出すよう、備前守から指十一月三日、荻原金十郎から、「御書籍小目録」

御宝蔵番所」の後の壁が落ちる。十一月四日、昨夜(「夜前」)の地震で東御蔵の

番の箱(書物共)拝借。十一月十一日、中川勘三郎が、『寛永系図』二十一月十一日、中川勘三郎が、『寛永系図』二一通り小目録認候義に付」)、荻生小三郎が出勤。同日、「小目録」をもう一部作成するため(「今

検索し、所蔵しない旨回答する。破邪集』を所蔵するかという問い合わせ。目録です一月十五日、奥右筆より来書。内容は『聖朝

が差し出される。 につき、小沢清四郎・山本庄右衛門から左の書面につき、小沢清四郎・山本庄右衛門から左の書面五郎を「無足見習」にしてほしいと願いが出た件土一月十六日、同心の木本佐右衛門から悴の清

山本庄右衛門

十一月二十七日、都筑市之助から、キリシタン十一月二十七日、都筑市之助から、キリシタンに類する御書物(「切支丹之儀似寄候御書物」)を

を申し渡す。 十一月二十八日、木本佐右衛門の悴に「見習」

同日、「切支丹似寄之御書物」を調査し、左の

四部を都筑に報告する。

寛永小説 二冊

邪蘇征伐記 七冊

闢邪説 一 ...

弥を介して差し出す。 閏十一月五日、左を小性頭取の山田讃岐守に勇

大平御覧之内

八百十九巻迄
一

八百三十五巻より 二冊

八百七十三巻迄 二冊

八百八十一巻より

一千巻迄 二冊

都合六冊

政親)から来書。左を明日差し出すべき旨。閏十一月七日、佐野豊前守(田安家家老・佐野

朝鮮征伐記物語 法曹類林 寛永小説記国主城主 武者物語 武家物語 古老記国主城主 武者物語 武家物語 古老

右十二部は全部

東武実録 万天日録 国師日記

右三部は目録より十冊抜

閏十一月十日、『万天日録』残りの五十三冊を

清五郎に左の申し渡しあり(出勤日等について)。閏十一月二十日、「御書物見習」となった木本新見大炊頭に善意を介して差し出す。

閏十一月二十二日、左を差し出す。

針経指南 一冊

「御修復方」から左の書面が差し出される。 閏十一月二十五日、当年の「御細工納」につき、

中品目方四匁之積り 粘は裏打紙百枚中品目方四匁之積り 粘は裏打紙百枚に御本之外題八拾端に裁候割を以 幅広御本之外題八拾端に裁候割を以 幅広御本之外題八拾端に裁候割を以 幅広御本之外題八拾端に裁候割を以 幅中出来之外超八拾端に裁候割を以 幅中出手候 外題紙は緋唐紙壱枚 中広御本之外題八拾端に裁候割を以 幅中品目方四匁之積り 粘は裏打紙百枚に

十二月十二日、左を秋山松之丞に渡す。帳」に転写すべき旨申し送る。
「戦」に転写すべき旨申し送る。

皇胤紹運録 一冊 筥入

皇胤紹運録

十二月十六日、『外科啓玄』六冊を奥に差し出す。十二月二十五日、例年の通り、奥に差し出した書物の員数伺書を帳面に記入して遠江守に清嘉を書かの員数伺書を帳面に記入して遠江守に清嘉を書いた小札を付けて差し上げる)。 【以下、次号と書いた小札を付けて差し上げる)。 【以下、次号と書いた小札を付けて差し上げる)。

(公文書専門官)

六四